

参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和三十三年三月二十二日(火曜日)午前十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君
理事 増原 恵吉君
村山 道雄君
伊藤 顯道君
横川 正市君

委員

伊能繁次郎君
大谷 肇潤君
木村篤太郎君
小柳 牧衛君
下條 康磨君
下村 定君
鶴岡 哲夫君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
辻 政信君

國務大臣

赤城 宗徳君
益谷 秀次君

政府委員

内閣官房長官 椎名悦三郎君
国防会議事務局局長 廣岡 謙二君
行政管理庁長官 山口 西君
防衛行政次官 小幡 治和君
官官房長 門叶 宗雄君
防衛庁長官 加藤 陽三君
防衛庁教育局長 小幡 久男君
防衛庁経理局長 山下 武利君

防衛庁裝備局長 塚本 敏夫君
大蔵政務次官 前田佳都男君
大蔵省主計局長 吉岡 英一君
農林政務次官 大野 市郎君
農林大臣官房長 齋藤 誠君
水産庁長官 西村健次郎君
事務局側

常任委員
会専門員

杉田正三郎君

説明員

防衛事務次官 今井 久君
農林省農地局管理部長 庄野五一郎君

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○国防の防衛に関する調査(航空自衛隊の次期主力戦闘機の国内生産計画に関する件)

(習志野演習場に関する件)

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を開会いたします。

去る二月十日予備審査のため本委員会に付託されました防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

最初に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、国力、国情に応じて防衛力を整備する必要があることを認め、防衛庁の職員の定員を八千四百五十五人増加し、現在の定員二十五万四千七百九十人を二十六万三千二百四十人に改めることといたしました。この八千四百五十五人の増加のうち、七千四百十六人が自衛官で残りの九百八十九人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、そのおもなるものについて申し上げますと、陸上自衛隊については千五百人でありまして、施設関係部隊の増強のために充てるものであります。

また、海上自衛隊における増員は、二千四百一人でありまして艦艇の増加に伴い必要とされる人員の配置並びに航空部隊の整備及び後方関係の充実に充てるものであります。なお、航空自衛隊における増員は三千四百八十五人でありまして、航空方面隊及び航空団の増設並びに保安管制、教育、補給等の部門の拡充のために充てるものであります。

第二に陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の一その統合的、かつ、能率的指揮運用を達成するため、統合

幕僚会議の機能の充実をはかることとし、出動時における自衛隊に対する指揮命令の基本及び統合部隊の行動についての指揮命令に関する職務を、統合幕僚会議が行なうこととし、さらに統合幕僚会議に統合幕僚学校を新たに附置することといたしました。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

第一に、自衛隊の組織及び編成等を整備することといたしました。海上自衛隊については操縦教育の一元化をはかるため、新たに長官直轄部隊としての教育航空集群を置くこととし、また、従来艦艇のみからなっていた自衛艦隊の編成を改め、自衛艦隊は、護衛艦隊及び航空集群その他の直轄部隊からなるものとし、海上艦艇部隊と海上航空部隊との一元的運用をはかることといたしました。そのほか、従来の練習部隊は、練習艦隊に改称することといたしました。航空自衛隊については防空体制の充実をはかるため、西部航空方面隊を新設してその隷下に第五航空団を置き、また、中部航空方面隊の隷下に第六航空団を新設する等の措置を行ないました。

また、陸、海、空各自衛隊の補給処における調達、補給等の業務の効率的運用をはかるため、その統制業務を行なう機關として補給統制処を置くことができるように所要の改正を行ないました。

なお、陸上自衛隊第六管区總監部は、山形県東根市に移すことといたしました。

しました。

第二に、防衛庁設置法における統合幕僚会議の所掌事務の改正に際して、統合部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は統合幕僚会議の議長が執行するものとするに改めました。

第三に、自衛隊の施設において自衛隊のための作業に従事する隊員以外の者で、みずから食事を整えることができないものに対して、自衛隊の見学者の場合と同様に適正な対価で食事を支給し得るようにいたしました。

以上、両法案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を始めて。次に、水産庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより本案の質疑に入ります。

政府側出席の方々は、大野農林政務次官、西村水産庁長官の方々とあります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 十和田湖のふ化場廃止

につきまして若干伺いたいのでありますが、これは、私、先般秋田に参りまして、そのときに十和田湖まで参りまして、秋田で聞きましたこの十和田湖ふ化場の廃止の理由は、割合とはっきりいたしておったように思うのであります。ところが、政府案で出しましたこの内容を見ますという、なかなか理解できない点があるように思うわけでありまして、そこで、そういう点につきまして若干伺いたいわけでありまして、

事柄は、まあ水産庁の設置法の一部改正で、十和田湖のふ化場、予算人員が三名おるところでありまして、事業費としまして非常にわずかなところでございまして、非常にいい点がある提案理由では理解できない点があるわけでありまして、伺いたいと思ふのでありますが、その第一番目は、これはここにありますが、ヒメマス資源の重要性にかんがみまして、国営によってその人工ふ化放流事業を実施するために、昭和二十七年に設置された。設置されて八年ほどもたつてないわけでありまして、その前からこのふ化場を廃止したらどうかという意見は、二、三年前からあるわけでありまして、国営としてこういう重要な立場に立つて設置したにかかわらず、四、五年たつてすでに設置の意味がないのじゃないか、こういうような意見が出て、今回いよいよ廃止されることになったわけですから、従つて、もう少しその経緯について明らかにしなければならぬのじゃないだろうか、こういうふうに思うわけでありまして、そこで伺いたい点は、これは国営で人工ふ化して放流事業をやる。そして

て全国の需要地にこれを計画配給をするということに目的としてはなつていくわけですが、これが人工ふ化放流並びに計画配給というのが、具体的にどういうふうになされたものかどうかと、いう点について数字的に伺いたいわけでありまして、これは突然でございまして、今すぐというわけにも参らないかと思ひますが、また非常に小さな事業場でありまして、すぐというわけになかなか参らないかもしれませんが、その点を伺いたいわけであり

ます。それから、この事業場を、国営として重要性にかんがみて設置されたわけでありまして、設置するについては、それぞれ十分な調査と資源の調査研究が行なわれて、自信を持ち、確信を持つてお立てになつたかと思ひます。それが、立ててから二年、設立にあつた、試験的な意味も入つて作られたのじゃないだろうかという気がいたすわけでありまして、ですから、そういう調査的な意味は試験的な意味も含めておやりになつたのかどうかという点も伺いたいわけでありまして、それから廃止する理由といたしまして、北海道のサケマスふ化場の支笏湖の種卵の生産が著しく増加した。で、十和田湖は要らなくなつた、こういう理由になつておるわけでありまして、この支笏湖の種卵増加の実情を数量的に伺いたい。どういうふうに着しく増加しているのか、数字的に伺いたい。さらにもう一点伺いたい点は、このふ化場は御承知の通り秋田県にあるわけでありまして、施設も秋田県にあるわけでありまして、その秋田にあるふ化

場を青森と秋田の両県に移管するといふのでありますが、どういうような形で移管されるのか。秋田県にあるのであります。それをどういうふうな形に移管されるか、しかも、移管後七、五十万という金額補助が出ておるわけでありまして、従来この十和田湖のふ化場に使つた経費の十年分に相当するよう大きな金額補助が出るわけでありまして、どういうふうな形でおやりになるのか、具体的にまだ八月からでございまして、参りますので、八月一日から向こうに移管することでありまして、具体的に固まつていないかと思ひますが、七百五十万という金額国庫補助で、秋田にあるものを両県に委譲するといふやり方ですね、こういう点について伺いたいと思ひます。なお、今申し上げましたのは、数量的に今申し上げましたような数量的な問題については伺いたい、こういうふう

に思ひます。○政府委員(西村健次郎君) 御質問の項目がいろいろございまして、あるいは答弁で落としましたところがございまして、後ほどでも補足させていただきます。まず、第一の御質問の趣旨は、昭和二十七年に國に移管と申しますか、國で設置した、それにはそれ相應の國としての目的なり、理由もあつたらう、それが八年たつたうちに移管するといふことは、どういふことかといふことに関連しまして、設置する場合に國のふ化場として設置することといたしきさつと申しますか、そういうことの御質問だらうと思ひます。御承知のよ

うに、この十和田湖のヒメマスのふ化事業というのは、和井内氏が始めたものでございまして、これを漁業権といふ面から見ますと、明治三十五年の旧漁業法の施行と同時に、和井内氏に単独で免許がおろされた。自來期間更新を繰り返して新しい戦後の漁業制度改革まで及んだわけでありまして、新しい漁業法によりまして、こういった漁業権はすべて國で買上げることになりまして、昭和二十六年に和井内氏から國が漁業権を買上げた、そして翌年に、昭和二十七年に地元の漁民をもつて組織します十和田湖増殖漁業協同組合といふものに共同漁業権が免許されたわけでありまして、そこで、その免許されたヒメマスの漁業権、共同漁業権といふものの主たる漁獲対象は、これはヒメマスでございまして、さらに人工ふ化放流といふもの、これを当然どこでやらすかといふことが問題になつたわけでありまして、当時の事情としまして、漁業協同組合は設立されたばかりでありまして、その経済的な力もきわめて乏しいといふことであつて、組合自体が増殖事業をするという力が全くないといふ事情が一つございまして、それからもう一つは、しからば、その県なりあるいは國でやるといふことで、御承知のように湖面は青森、秋田両県にまたがっておりますので、これはやはりその当時の事情としまして、國がやつた方がいじやないかといふような点、それからもう一つ、し

かし、國がやるんではないにしても、國の事業といふものにはおのずからそこに、國がやるべき理由が必要であります。ヒメマスの資源といふものが、當時におきましては、十和田湖は相当な

重要な地位を占めておつた。従つて、十和田湖で採卵しました卵を全國、これは全國と申しまして、このヒメマスの適水湖といふのは非常に限定されております。まあたとえば富士五湖といふようなところでございまして、そこに配給するためにいふことは、これはやはり一つの國としてやつてしかるべき仕事である。こういうような見地から、當時これが國營ふ化場として發足するといふことになつたといふこととに私どもは承知しております。

ところが、その後、國營のふ化場としまして十和田湖でやつて参りますと、十和田湖自体には今申し上げましたような漁民がおりますし、そういった関係もありまして、なかなかその当初予期したように採卵が進まない。と申しますのは、國がやつた以上は、やはり十和田湖限りのもの、そこで採卵してそこで湖内に放流するだけでありまして、これはやはり國としてやる意義がないわけではございまして、県外に移出するといふことが、一つの國がやる仕事としての意義があるわけと申します。に、だんだんそこに湖内還元と申しますか、湖内に放流する方が追われまして、県外移出といふことがむずかしくなつて参りました。最近におきましては、昭和三十一年に二十九万粒、それから三十二年に四十万粒を県外に移出してありますけれども、三十三年以降はこれがすつかりとまりまして、逆に十和田湖の湖内還元のために、湖内に放流するために支笏湖から移入しなさいといふこと、こういう事情になつたわけではございまして、かたがた、これはさつき御質問の、ほか

の点にも触れるわけでございますが、だんだん支笏湖における採卵なり、ふ化放流というものが伸びて参る。これはもちろん、親魚の捕獲状況が年によっていろいろ自然的条件によって異なっておりますので、必ずしも一定の進捗をもって伸びているわけでございませぬけれども、支笏湖について見ますと、昭和三十年におきまして採卵数が二十三万粒でありましたものが、三十三年におきましては七百二十七万粒というふうに伸びております。従いまして、いわゆる湖内還元、支笏湖に還元しますもの、これを二百三十八万実施いたしましたも、なお四百二十八万程度が道外に移出できる。この先いたしましては、先ほど申しましたような十和田湖にもありますし、あるいは富士五湖あたりというふうになって参ったわけでございます。こういうところをみますと、支笏湖の一つの伸びというものと、十和田湖の先ほど申し上げましたような状況の変化というものを両者あわせ考えます場合におきまして、政府といたしまして、この十和田湖のふ化場をこれ以上、国営として設置しておく必要はないし、その意義もいけば失われた、こういうふうになるべきじゃないか、こういうことがございまして、この一兩年來問題になっておりました点を、今度実施に踏み切ることとしたわけでございます。

して採卵、ふ化放流というものが実施されるということ、その漁利と申しますか、その利益は両県にかかわる漁民が受けるということが一つございまして、それから現在あります施設、これは移管するいたしました場合には、これは和井内氏の個人所有のものを国が借り上げておるわけでございます。いろいろ移管の方針をきめまして、現地に両県当局あるいは和井内氏と当たりまして、当初、和井内氏は、これがどちらの県でありまして、県に移管される場合におきましては、自分の施設は県に貸さないという態度をはっきり打ち出されたわけでございます。従いまして政府といたしましては、両県に実施してもらうためには、現在の施設は使えないということのために、新たに施設を作ってもらう必要がある。そこでこのための予算として四百七十五万円を来年度予算に計上し、これは全額補助という格好のものでございます。

秋田、青森両県と共同でやるということとは、どういうふうになるかという点につきましては、目下、両県と私も話し合いを進めております。その最終的な形態はまだはっきりしておりませんけれども、逐次この問題は事務的にも詰まらうように話を進めております。八月一日までにははっきり、それ以前にその姿がとれる、こういうふうなことを考えております。

○鶴岡哲夫君 今の水産庁長官の説明で若干明かになったように思いますが、今、長官の説明の中にありますように、この説明からいきますと、少なくともここに出ておる提案理由とは食

い違う面があるように思うのであります。その点については私としましては、この程度のことになるのだからという程度は、あの十和田湖の周辺の漁民の実情その他等から考えまして、とうていつかないはずはないように思いますが、これらの点については、別にもう少し詳しく御質問を申し上げます。こういうふうな思っております。

次に、このふ化場には三名の定員があるわけでありまして、三名の定員のうち、二名は欠員である。その欠員を埋めるのに、定員外職員が二名ほどおりまして、三名でこの事業が政府としては行なわれておることであり、この現在おります定員内並びに定員外の三名について、どのようなふうな措置されることになっておりますか、この点を伺いたいと思っております。

○政府委員(西村健次郎君) 今、鶴岡委員の御指摘の通り、現在、場長一名、これは定員内でございます。そのほかには非常勤職員二名がおります。実員三名でございまして、場長につきましては、これはもちろん水産本庁、または水産庁の附属機関に転属させる、こういうことを考えております。非常勤職員二名につきましては、これは両県、まあ両県共同で今度やるわけでございまして、少なくとも一人は残ってほしいと、やはりふ化事業をやるといふ希望を相当出しておるようでございます。ところが、この二人の非常勤職員の御本人たちは、国のどこかほかの機関に行きたい、こういう希望を持っておるようでございます。私ももとしましては、いずれにしても国に引き取る、引き取ると申しますか、水産

庁の他の機関、これは十分その余地があり、そういうことをする心組んでおります。ただし、具体的にどこに引き取るかということはまだきめておりませんが、ただ今申し上げましたように、県の方の希望もありましたので、その辺は十分本人の意向も尊重しつつ、また、県の意向も聞いて遺憾のないようにして参りたい、こう思っております。

○鶴岡哲夫君 こういうふうな政府の機関を廃止するという場合に、やはり問題は、一つはそこで長い間勤めた国家公務員の措置をどうするかという点が、非常に大きな問題ありますし、国が始めるときには雇用するけれども、終わるときにはというふうな感じをやはり与えるようなことでは、国の機関の問題として困りますので、今お話しのように、本人の希望にぜひ重点を置いて処置されるように御要望申し上げます。

それから次に伺いたい点は、この十和田湖のふ化場を廃止される。そうして北海道の支笏湖の事業所が非常にふえていくというふうなお話であります。が、せっかく国で作ったこのふ化場が一カ所減るということについては、やはり問題があるかと思っております。従って、伺いたいのは、水産庁として内水面の漁業についてどういうふうな考えておられますか。軽視するのじゃないかという気持がだいぶあるようにあります。従って、内水面の漁業についてどうのようにお考えになっておられるか。特に近年河川がほとんど御承知の通り河川の用をなさなくなつて、人造湖、ダムに化しておるわけでありまして、このダムが全国至るところにできていく。それがほとんど全部遊んでおるといふところから、水産庁としても計画を立てられておられるようでありまして、もっとも、内水面の漁業について考えなければならぬのじゃないかというふうな思うわけでありまして、この内水面の漁業の問題について伺いたいと思っております。

○政府委員(西村健次郎君) 内水面の漁業につきましては、私どもとしても、絶えずこれについていかにしてこれをもっと伸ばしていくか、こういうことに苦心しておるわけでございまして、ただいまのところ、予算的な措置としましてはサケマス、人工ふ化放流、それからアユの放流事業、あるいはニジマスの種苗供給施設の補助、そのほか三十五年度から草魚の種苗漁業というものを新しく実施して参る。これは関東地方、一カ所だけでございまして、草魚が日本においても卵を生むということが発見されました。これは従来日本ではだめだといふふうな言われておったのでございまして、利根川においてこれが卵を生むということが発見されました。この施設を県がやる場合に、私どもの方も大いに援助して参りたいと、こういうふうな施策を講じております。そのほか、国が直接やっております仕事としましては、北海道におきましてサケマスのふ化放流事業、あるいはヒメマスの放流、こういったもので内水面の漁業振興と申します。増殖対策ということが十分であるというふうな私どもも決して思っておりません。しかし、この問題にはわれわれとしても悩みがあるわけでございまして、まず第一には、鉱工業の発展に伴う水質汚濁の問題、これは沿岸

についてもそうでございますが、河川につきましてもこれは相当の被害を及ぼしている。それからもう一つ、化学肥料その他農業等の普及によるやはり内水面魚類の生息に困難というやうなことで、そういった面から、たとえば戦時中あるいは戦後について行なわれておりました、いわゆる稲田養鯉の蛋白給源補給としての、稲田にコイの稚魚を放流して農家にこれを食べさせるというやうなことも、現在の稲田の状況では困難であろう、こういうふうに思います。こういった汚水の問題とか、いろいろそういう物理的な客観的困難性があるという事実と、もう一つは、やはり内水面につきましてもいろいろ施策を実施して参りましたが、それがほんとうに何と申しますか、国の施策として産業上効果のあるというところが一つの担保とされなければいけない。この点につきましてもいろいろの面から問題がございますが、一つの面としては、現在の内水面の漁業協同組合の組織というものについて、あるいはその漁業権のあり方というものにつきましても一応検討する必要がある。この点に關しましては現在漁業制度調査会におきまして、海面の漁業と合わせまして内水面につきましても、この問題を検討いたしております。先ほど申し上げました汚水の問題につきましても、水質の規制に關する法律あるいは工場用水の排水の規制に關する法律、昨年成立いたしましたこの法律の運用によりましてその適用をすみやかに実施して、この方面をできるだけ防いで参りたいというのを考えております。制度面は今のやうなことで、たとえば放流をいたした場合におきま

しても、単にこれが有料者の対象にならざるやうなことでなしに、やはり農山村の蛋白給源となるためには、どういふやうな方策をとった方がいいかというやうな、いろいろむずかしい点をわれわれとして解決をしいかなければならぬと思ひます。しかしそれは申しますものの、今御指摘になりました河川の上流、ことにダムにつきましても、私どもとしましてはまだこれが開拓の余地があるというふうな考えでございまして、ここ一兩年この方面につきましても調査を進めて参つております。三十五年度予算として実現するに至りませんでしたけれども、このごく近い将来においては、ぜひこの面について増殖対策というものを実施して参りたい、こういうふうな思ひつております。ところが、ダム・サイトにつきましても、これは漁業として成り立つためにはいろいろ立地的条件がありまして、その湖面の状況、たとえばそのダムが非常に入り組んだやうな地形上にある場合には立地上、技術的にも有望なわけでありまして、ただばかり深い湖水である、水温の關係もありまして、さらにもう一つ問題は、ダムは底に古木がそのままに残つておるといふやうな關係で、せっかく放流した魚類が捕獲の対象になつてこない、あるいは有料の釣のためというやうなことも可能かもしれません。そういうやうな技術的な困難もありません。私どもとしましては、できるだけその可能なものについて今後増殖の対策をこの方面からまず手始めに実施して参りたい、こういうふうな考えております。○鶴岡哲夫君　ここに北海道サケ、マスふ化場のことが出てくるわけであり

ますが、十和田湖のふ化場に關連いたしまして北海道サケマスふ化場のことについて若干伺いたいと思ひますが、これは北海道に行つてみますと、いと、非常に奇異な感を受けるわけでありますが、あるいはまた、非常に新しい行政かと思ひます。御承知のように北海道のサケマスふ化場は非常に大きな役割を果たしております、全道にわたつて相当大きな組織も持つて活動しているわけでありまして、この行政でサケ、マス、ふ化という行政が二つの機關によつて営まれておる、同じ仕事を二つの機關が請け負つておる、仕事をしておる。すなわち、国と北海道庁とが同じ仕事をいたしておるわけでありまして、従ひまして事務所も同じ所にあります、というよりも、同じ建物の中に北海道庁の職員と農林省の職員がいる。場合によれば機を並べている。魚の捕獲までは北海道庁に委託しておる。それから採卵は国がやる。放流はどがやるか聞きませんでしたが、少なくともこの一貫した一つの仕事を、国と道が行なつていくというところで、行政上もいろいろ問題があるやうに見て参りました。けれども、そういうやうな問題はお感じになつていらつしやらないかどうか伺いたいと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君)　北海道のサケ、マス、ふ化、放流事業につきましても、御指摘の通りでございます。国が道の施設を借りて使つて行なつた責任を受けたら、あるいは道の事務の委任を受けたら、お互いにそういう關係になつていく。そこで、事務的に円滑を欠くんじゃないか、姿としてもすっきりしないんじゃないかという御批判は、私は率直に申し上げて、ある程度当たると思ひます。しかし、全般的に見ますと、こういったやり方、これはまあ、特に私どもはこれを今急に変えなくちゃいけないというふうにも感じて、まだそういう結論には達していません。昭和二十七年に從來道の事業でありましたこれらのふ化、放流事業を国が一部取り上げると申します、国で行なうという格好にしましたために、今御指摘のやうに親魚の捕獲は道でやる。採卵、ふ化放流は国がやるということになつております。しかし、これとても全然理由のないことではございませんで、捕獲というものは、河川の漁業との調整あるいは密漁の防止という地元の漁業と密接な關連がありますので、やはり道庁の行政というものをそこに入れていただく必要があるというところが一つ考えられる。それからもう一つ、これはふ化放流事業だけではなかつた、これは北海道といふものについて、国が相當な財政負担をするということも現実的な必要性和してこういう姿をとらしたと、こういうふうには私は思つております。

それからなお、サケマスのふ化放流事業、これがふ化場の主体たる事業であります。これは御承知のやうに、単に北海道の漁民と申しますか、北海道の漁民のためばかりのものではなく、日本全体として、ことに現在の状況におきましては北太平洋におけるサケマス資源の一つとして、この問題は國際的にも大きく取り上げらるべき問題でありますので、そういった關係からやります。ここに國が事業としてこれをやる必要がある。さうながら、實際の事務としては、やはり地元の北海道庁とも相協力してやつていかなければ、ことにさつき申し上げました親魚の問題等もございまして。そういうことから、現在のやうな普通の行政とはちよつと異色ではございまして、両方が持つ持たれつというやうな格好で仕事をやるということになつたわけでございます。若し事務的には、そのために円滑を欠く面もあるやうに見受けられますけれども、全般的に見ました場合におきましては、これは北海道庁と水産庁と十分な連絡をとつて、円滑に仕事を進んで参つておる、こういうふうな私どもは見ております。

○鶴岡哲夫君　この場合、それから六カ所の支場長、これは国家公務員であると同時に道の地方公務員であるというやうな身分を持たせて、円滑な運営に努力されたいと思ひますが、しかし私共こまかいことは申し上げませんで、大綱については國と道との間で協定ができ上がつておるやうであります。細目の問題については、まだでき上つていないやうに見受けられますし、そのためにいろいろ場長の段階ではともかくとしまして、職員の段階においては種々やが問題があるやうに思ひます。ひいては、それが支場長あるいは場長にはね返つてくるというやうなこともなつておるやうに見受けられます。従つて、これらの改善についてはできるだけすみやかに改められるやうに要望したいと思ひますし、なお、これと關連をいたしまして一緒に仕事をしておるわけでありまして、ときには手伝ひ合つたりしてともに仕事をし

ている。その場合に給与ベースが違うという問題はありますけれども、これはまあともかくといたしまして、超過勤務手当が違ふ、あるいは日額旅費が違ふ、宿舎が違ふ、そのほかの諸点について差異があります。こういう点等については、これはやはり困った問題だというふうに思うわけでありまして、これらの諸点についての御見解があるならば伺いたいし、私としては、こういう点について

もっとやはり配意をする必要があるのではないかと思っております。三年ほど前でありまして、四年ほど前になりますか、採卵期に超過勤務手当を五十何時間におよぼされて、努力をしているわけでありまして、まだまだ、こういう点についてのアンバランスが目立ちまして、そのことが職務遂行上いろいろ障害をなしているという実情にあると思っておりますが、ぜひ一つこの点についての努力を承りたいと思ひます。要望もいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) 御指摘のような点につきましては、特に待遇の問題というようなことは、同じ職場で同じような仕事をしている場合、そこに相違が出るということは、実際問題として最も仕事の能率なり、あるいは円滑に仕事を進める上において妨げとなるものである。それらの点につきましては、従来も逐次円滑化をはかるために努力はしておりますけれども、特に今御指摘のような点につきましては、私どもとしても十分努力して、これを逐次改善して参りたい、こういうふうに思っております。

○磯田哲夫君 次に伺いたい点は、この十和田湖のふ化場を廃止するという

ことに伴って、淡水区の水産研究所、それから日光にあります養魚場、こういうような内水面に役立つ試験研究機関、あるいはこういう養魚場というようなものを縮小するようなお考えありますか。

○政府委員(西村健次郎君) 私どもとしては、十和田湖は、先ほど申し上げた理由で廃止いたしますが、その他の施設について縮小するという考えは持っておりません。

○磯田哲夫君 そこで伺いたいのは、三十三年の、一昨年にありますが、三十三年の十一月ごろであります、当時の水産庁の調査研究部長でありました藤永さんが水産試験場の全国にわたりますところの機構改革の私案を出されて、当時研究の衝に当たっておりますものを非常に震盪させたことがあります。なお、この問題、今日まで引き続いておるように思っております。この水産庁の水産試験場を、御承知の通り八海区に分けておられるわけでありまして、これを五つの海区にする、淡水研を入れまして五つの海区にする、内容を詳細に申し上げませんけれども、とにかく大きな機構改革を意図されておられる。これは一昨年の話であつて、三十四年度はそのまゝになっておりますが、三十五年度も出ていない。現状としてどういふようにならうに検討を進めておられるのか承りたいと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) 現在水産庁に置かれております研究機関として、八つの海区ごとの水産研究所がござります。そのほかに、都道府県の水産試験場がござります。これは、全体として、水産の試験研究行政とい

うのは、どうあるべきかということにつきましては、これはいろいろな批判も従来から出ております。われわれとしても、内部で、この点はいろいろ検討を進めてやっておりますが、先ほど御指摘のような、その当時藤永私案というものが出されたけれども、現在そういう一つ一つの私案という段階には至っておりません。これにつきましては、何分全体の研究機構の問題でございますので、慎重にこの問題は対処していく必要があるもので、目下それぞれ部内におきまして、その研究を進めておるといふ段階でございます。

○磯田哲夫君 八つの試験場の責任者の人たちが集まって、この水産研究所の機構について検討を進められておられるわけでありまして、三月の二十日には案ができるように省内では言っている。この問題は、先ほど申し上げたように、一昨年から長い間にわたつて水産研究所の人たちも非常な関心を持っておりまして、ある意味では、また動揺もいたしておられる問題であります。この三月二十日に案ができて、そして来年からやるといふようなお気持ちでおられるわけでありまして、伺いたいわけでありまして。

○政府委員(西村健次郎君) 私どもとして、ただいま申し上げましたような研究所長あたりでも検討いたしておりますが、来年から必ずやるといふような一つのデッド・ラインを設けてこの仕事を進めておるわけでございます。ただ先ほど申し上げたように、国の研究所のほかに、都道府県の水産試験場、これをどうするかというような問題に関連して考えなくちゃならぬ。私ども一つ思ひますことは、より効率的な、より徹底した研究ができるという

ことを抽象的に申し上げると、そういうことをねらいとして考えておるわけでございます。まだ具体的にどこをどうするか、そういう点まではどうして至っておりませんし、この問題は波及するところも大きいところであります。したがらにまだ具体化しないうちに、いろいろな動揺なり無用な波紋を起すことという事もないように、一つ慎重にはかつて参りたい。ただし、現在の研究行政機構では、これは十分でないで、何らかの改革は必要であらうといふことは、われわれとしてもそういう認識は持つておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、この点はいろいろな面から慎重に一つ研究を進めて参りたい、こう思つておる次第であります。

○磯田哲夫君 この問題は、先ほど申し上げましたように、一昨年に藤永私案が出ましたから、研究の公務員にとつては非常に大きな問題で、盛んに研究者としての討議も進んでおるやうに見受けられるわけでありまして、八海区の研究公務員の意見等も十分参酌されて取り進められるように要望したいと思ひます。今お話しのように、この研究所は特に改革にあつて必要なことは、県の水産試験場との関連が重要な点に思ひますし、それからもう一つは、今日の八海区に分けました水産試験場の構想というものは、実は戦後あいつう形で進められたわけでありまして、予算が不足をしている、あるいは定員が不足をしているというために、非常に中途半端な研究業務になつておるのじゃないかというふうに思ひますし、機構をいじる、

機構を大きく改革すること、何か新しい希望が持てるのじゃないかというふうな考え方が、こういうふうな予算が足りない、人間が不足するというところで中途半端になりますと、やもするとそちらへ、お役所の機構というものは、常に何か機構をいじつてやろうというふうなことになるのじゃないだろうかと思つておるのです。ですから予算が足りない、あるいは人間が不足すれば、これはどういふ機構を作ろうとも、私はまずいんじゃないかと思つておるのです。詳しいことは申し上げませんが、試験場のどの一つをとつてみても、非常に研究費は不足をしております、人員が足りない、こういう実情じゃないかと思つておるのです。どれをとつてみてもよろしいのでござりますが、新潟にあります日本海区研究所をとつてみましても、これは人間としまして非常に少ないし、五十人ほど人間がおりますが、さらに二つほど支所があります。これも合わせまして六十人ほど、そして日本海全域の水系をやる、研究船が一隻、三十トンぐらいの船があるのですが、予算が足りないという一つの例として私申し上げたいのですけれども、この三十トンの研究船が一年のうち三カ月しか動かない。これは主として旅費の足りない点、あるいは予算の足りない点に大きな問題があると思つて、ですから機構を単にどうこうということも重要でありますけれども、今日に至りましたやうな大きな理由には、今申し上げました予算が非常に不足をしている、定員が足りないというために八海区の構想というものが中途半端に陥つておるというふうに感

ずる点が大きいわけであります。さらに県の水産試験場、これはどういうふうにならなうおられるか知りませんが、私なんかよりもさらに詳しくごらんになっておられると思います。これは試験場という形にしなければいかんのかな、そういう行政指導が要するのかな、県の水産試験場は工場を持っている、その工場はもうカン詰工場になり終わっている。あるいは県の水産試験場というものが収入によって研究をまかなうという建前になっておるために、魚をとることに懸命である。日本海にある県の水産試験場の船が太平洋に出てマグロを取る、こういうような、一例でありますけれども、実情になっておるわけでありまして、従って、国の水産研究機関というものを充実発展させていく、それに必要な絶対欠くべからざる県の水産試験場というものを、もっとやはり根本的に指導される面があるのではないかと、さらに、この水産試験場には御承知の通り研究部というのがある、研究部じゃなくて、経営部というのがないのであります。農業試験場は御承知の通り研究部というものが終戦後でございまして、八つの試験場に研究部のないところは研究室というものが設けられておるし、さらに林業試験場も経営部というものが設けられ、蚕糸試験場においても部はありますが、蚕糸試験場においては、経営というものと研究というものが結びつけられて行なわれておる。水産試験場の場合におきましては、どこをとりましてもそういったものがない。ために、研究そのものが経済効果を

ややもすると無視するような、研究のための研究、行政と結びつかない、あるいは漁業経営と結びつかない研究となる。こういうような実情に相なっているのではないかと、思うのであります。今申し上げました三点について、県の水産試験場、それからこの経営が足りない、予算が足りない、人員が非常に不足しておるというところからくる今日の水産の中途半端な研究というものが、機構改革によって救われるのかどうか、さらに、経営部というものを、そういうような構想のない研究所というものがどういう弊害を起しているか、そういう点について伺いたい。

○政府委員(西村健次郎君) 国の水産研究所の予算が足りない、人員が足りないという問題、あるいはそういう御批判があるかと思ひます。私もとしまして、予算は多々ます。まず、それによりますけれども、同じ予算であれば、それが最も有効に使われるのはどうすればいい、同じ人員であれば、最もそれが有効に働くためにはどういう機構にするかということによって、また予算もふえ、人員もふえるのじゃないか。しかし現実には、ここに何もないところに、白地に研究機構を作るなら、これは理想的な案として考え得るわけでありまして、現実には八つの研究所がございまして、ここにはそれぞれ別のスナップが働いておられます。この機構改革は、それらの点もよく実情というものをながめつつ、私もよくやっております。単に抽象的な機構改革に墮することなく、実情を見つつ、無理のないように、機構改革の問題は今後進めて参りたい、こういうふうにご意見を申し上げます。

それから第二の県の水産試験場の問題、これは率直に申し上げまして、御指摘のような点は多々あると思ひます。全くカン詰工場に墮している試験場もあるやに聞いております。しかも、カン詰工場というものは、民間の事業の方がはるかに進んでおりまして、きわめて旧式で、しかも商品的な価値もあやしいようなものをせつと作っているという点、あるいは県の調査船が、これがせつとマグロ漁業に精を出しているという点、これは御指摘のような点がいふまでもない。これらに点をつきましては、われわれとしては、やはり県の試験機関である以上は、それにふさわしい姿に持っていくべきである。その点につきましては、私もとしまして、まだ最終的に具体的な案を得ていないわけではございせんけれども、水産の改良普及事業というものと関連しまして、県の試験場という方向で、そのセンターという方向で、ものを考えていく必要があるのじゃないか。言いかえれば、今のようなく水産と現実の行政と遊離した仕事をやっていてはしようがないのでありまして、これをもちと、せつとあるような普及事業の一つのセンターという方向に持っていく必要があるのじゃないか。そういう意味におきまして、先ほど申し上げましたように、国の研究機関というものを考える場合におきましては、県の試験研究機関というものは、あるべきところがあるかという点も、はつきりめどをつけなければならぬ

という点を申し上げた次第でござい。それから第三の経営の問題について、何らの研究がなされてない、あるいは御指摘がなされてない、あるいは御指摘がございすけれども、これにつきましては、鶴岡委員はすでに十分御承知と思ひますけれども、根本的にはやはり水産業あるいは漁業、農業、林業というものと経営の形態というものの違いというものがそこにあると思ひます。従ひまして、この問題は、ただそういう経営の部という点、あるいはそれを設ければ問題が解決する、という点ではなくて、やはり先ほど申し上げました都道府県の試験場のあり方という点、あるいは関係して、一つ今後試験研究機関の全体の機構を考慮の上に十分検討して参りたい、こういうふうにご意見を申し上げます。

○鶴岡哲夫君 先ほど申し上げ、また、今長官のお話にありましたように、予算が足りないという点、あるいは人員の不足している点、これはどうしても根本的な問題だと思ひますし、また、これに比較して劣らない重要性を持っているのは、県の水産試験場だと思ひます。この県の水産試験場と国の水産研究所と、これがやはり連繋のとれた密接な関連の中で運営されないことには、これは進展ができません。のじゃないかというように思ひます。農業試験場等を見ますと、その点の努力がほとんどに払われて参っているようにあります。また、その成果も生れつつあるようにありますが、水産研究所の場合におきましては、本家本元の水産研究所そのものが、中途半端な形になっているという点もあつて、問題の県の水産試験場との間も、関連というものが全く断ち切られたような形になっていることは、大へんな問題だと思ひます。そういう問題について、今後検討を加えられるということでありまして、非常に大きな問題だけに、これは一つぜひ慎重な態度で、さらに若干の年月をおいて検討される必要があるのじゃないだろうかというふうに思ひます。その点を御要望申し上げます。その点を御要望申し上げます。先ほど申し上げましたように、この十和田湖の廃止の問題について、長官の御説明の中に一部うかがえたわけでありまして、私もここに書いてあります提案の理由と、私は十和田湖には行かなかったのですが、秋田に参って現地で聞いたものとの間に差がありますし、若干長官もその点認めておられるようでありまして、私も、その点については、もう一回根本的に目を改めて質問をいたしたい、こういうふうにご意見を申し上げます。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

○山本伊三郎君 水産庁設置法の一部改正に関する問題で、若干時間の関係もありまして、二、三点だけ一つ伺ひしておきたいと思ひます。

この提案理由の説明を、先ほどと、先ほど長官が答弁されたのと若干私とはちがう方です。この理由の説明を見ますと、とにかく十和田湖のふ化場は一応必要でないという理由をつけておられますが、必要でなければ

ば、これは秋田、青森の両県にこれは移す必要がないと思うのです。廃止してしまえばいいと思うのですが、やはりこの両県に移管し、そういう事業をそこにゆだねるということは、やはり十和田湖にふ化場は必要であるということも裏づけしていると思うのです。

従つて、先ほど鶴岡君が質問いたしましたように、やはり水産庁の予算とか、そういう関係から廃止されるという考えを起こされたのじゃないか。この点もう一度、一つ、長官から御答弁願いたいと思うのです。そうでないかどうかです。

○政府委員(西村健次郎君) 私の説明が多少十分でなかったかと思ひます。こういうことでございます。私もまたたしましては、十和田湖におけるふ化放流事業というものが必要でないというふうには見ておらないのでございませうが、それがただ現状、先ほど申し上げましたように、他県に移出する余力もなくつてきてゐる。いわば、両県の問題である。両県としては私はやはりこれはやつていただきたいというふうには考へておるのでございます。従いまして国としてはやはり青森、秋田両県の地元のものであります場合においては、そのふ化放流事業を国がやるというところは適当でない。従いまして国としてはこれは廃止いたしまするけれども、両県に移管をする、こういうことでございませう。

○山本伊三郎君 それで他府県、全国に移出する能力がなくなつたというのは、ふ化量がいわゆる減少したという意味なんですか。その点一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) これにはいろいろ理由があると思ひますが、率直に申し上げて、やはり一つは地元の関係漁民の漁獲努力と申しますか、それが大きくなつて、要するに他県に移出するほどのものも、もう余力がでなくなつた、こういうことである、こう思ひます。

○山本伊三郎君 現在十和田湖でヒメマスの漁獲量は幾らでございませうか。

○政府委員(西村健次郎君) 十和田湖の採卵量、卵をとる数を申し上げますと、ごく最近数年を申し上げますと、三十一一年が百二十五万粒、そのうち湖内に放流しましたのが二十五万粒、これは尾数でございませう。それから県外に移出しましたものが二十九万粒、これは卵でございませう。卵で出します。それから三十二年が採卵量が二百八万粒、湖内に放流しましたものが七十万尾、それから県外に移出しましたものが四十万粒、こういうことになつております。それから三十三年、これは十和田湖で採卵しましたものが五十九万粒、それから湖内に放流しましたのが百二十万尾、それから県外移出したのが百二十万尾、それから三十三年に

おるといふことでございませうが、現在、青森、秋田のこの種のいわゆるふ化場についての実情はどういうことになつておりますか。

○政府委員(西村健次郎君) ヒメマスにつきましては、現在その施設はございません。

○山本伊三郎君 そうすると、これを両県に移管した場合に、青森、秋田が、かりに合同してそういうふ化場を作るかは別として、新たに施設をするということになるのですか。そうすると、先ほど言われましたが、四百何万円ですか、一応三十五年度の予算を待つておられますが、これで十分いけるという水産庁の考へ方でございませうか。

○政府委員(西村健次郎君) 私どもとしましては、この額でいけるといふふうな考へでございませう。

○山本伊三郎君 今日、青森、秋田は、特に県としてはあまり豊かな県でないと思ふのです。単に水産庁関係、農林関係のこういう問題だけじゃないのです。政府から何か施設を委託される、相当県自体の財源を持ち出さなければならぬという実例がたくさんある。この種に限つて水産庁長官は県の持ち出しはないというのを約束できるかどうか、この点一つ。

○政府委員(西村健次郎君) 私どもはこの問題につきましては、青森、秋田に強制したことはございませう。ただ、話し合ひをいたしまして、青森、秋田両県としても、これは県として引き続きやつて参りたいというところまでございまして、従いましてその施設につきましては、先ほど申し上げました四百七十五万円ですが、これは全額補助

○山本伊三郎君 国営でやられたとき

の、いわゆる事業の経営状態、採算状態、収入と支出のバランスの問題、これはどうなつておつたのですか。ちよつと伺ひます。

○政府委員(西村健次郎君) これは特別会計をもつてやつておりませんので、別に収入を立ててやるというふうには運営しておりません。

○山本伊三郎君 しかし、これについての収入はあることはあつたんですか。その現状はどうなつておるのですか。

○政府委員(西村健次郎君) 先ほど申し上げましたように、三十三年には県外移入もございませう、逆に支笏湖のふ化場から移入したようなことでございませう。こゝ自体としては収入はゼロでございませう。

○山本伊三郎君 そうすると、国営でやつた場合でも、相当国費でこれが経営されておつたということがそこで明らかになると思ふんです。これがまた県に移管されると、先ほど運営費年間百万円程度と言われましたが、これも百万円でなかなか済むかどうか、それは問題だと思ひます。従つて、この点は問題は相当残ると思ひますが、この点本日は質問だけにとどめておきますが、今後この問題につきましても、地方行政の諸君の意見を一度聞いてみたいと思ひますが、この点は一応とどめておきます。

○政府委員(西村健次郎君) 現在のところ五十九名というところでございませう。

○山本伊三郎君 五十九名というの

は、これは世帯数ですか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(西村健次郎君) 私この辺はつきり承知しておりませんが、おそらく世帯数だろうと思っております。

○山本伊三郎君 それでは、長官以外の方でもけっこうですが、この五十九名の漁民の方々のこれが漁業だけで生活しておられるのか、あるいは兼業でやっておられるのか、その実情はおわかりになりますか。

○政府委員(西村健次郎君) ただいま五十九名と申しましたのは青森県の漁民が四十七名、それから秋田県の漁民が十二名ということになっております。多少その後異動があったかもしれませんが、大体そういうところだと思います。専業ではないようでございます。ただ、これは一年中ヒメマスを取っておられるわけではございませんので、ある時期にはきりこになったり、炭焼きをしたり、キノコ等を採集したり、そういうことをやっておるよう聞いております。

○山本伊三郎君 それじゃ関連して、これの一年間の金額にして漁獲高はどれくらいになっておりますか。それだけちょっとお聞きしておきます。

○政府委員(西村健次郎君) 私どもとしては、平均一世帯当たり年収四万円程度というふうに聞いております。

○山本伊三郎君 この問題はどの程度にしておきますか、もう一問だけお聞きしておきたいと思いますが、先ほどの日本の全国でヒメマスのこの卵の利用するところが富士五湖というところをちよっと聞いたんですか、それ以外にこういう内水面で、湖水でそういうところ

がこれ以外にあるかないか。ここに限定しておるかどうか、この点一つ。

○政府委員(西村健次郎君) 私富士五湖と申し上げましたのは、言い方が正確でなかったわけですね。おもに富士五湖と申し上げたつもりであつたわけですね。申し上げたつもりで、昭和三十三年に十和田湖から移殖しまして、この年は四十万粒県外に移出したということをお聞きしました。この湖を申し上げるま

すと、本栖湖、西湖、青木湖、芦ノ湖、木崎湖、葛沼、五十二湖というのがあります。そんなことでございませう。

○山本伊三郎君 数はどれくらいになりますか。

○政府委員(西村健次郎君) 九つでございます。ただ、これはヒメマスは適水温が相当低いものでございまして、摂氏八度くらいです。従つてこの湖水でもいさというわけには参らないので、ニジマスより適水温の範囲が非常に狭い、こういうことでございませう。

○山本伊三郎君 それではもう一つ最後に、先ほど鶴岡君の質問にちよっと言われましたが、現在十和田湖で三人従事者がおると、一人は場長で、これは一般の公務員である。ところが二人は非常勤だということでございますが、それらの人々については本人の希望によつて、他の国家行政機関のどこかに変えたい、こういう意向でござい

ましたが、それに間違いのないかどうか。

○政府委員(西村健次郎君) 非常勤職員は二人につきましても、他の水産庁の機関に配属せしめたい、こういうこととでございませう。本人の希望もありませう。ただ、その点につきましても仕事との関係もありますので、私どもとしてはせつかく今までふ化放流事業

をやっておりますので、そういうところを適當ではないかというふう

に思っております。なお、本人の希望等もよく聞きたいと思つております。

○山本伊三郎君 実際、長年ここで勤務をされておつたと思ひます。しかも、特殊の仕事をしてもらいます。本人も希望しておられると思ひますけれども、これは十分考えてもらわなければ、要するにこれは廃止すると同時に、水産庁当局はそういう好意を持っておつても、本人から見ればやめなければならぬということになりかねないかもしれません。この点は十分に、二人だといつても、数が少ないからといつて簡単に済まされたいと思ひます。特に県の方でそういう事業場が、孵化場ができてという前提であるならば、相当優遇されて県と話し合ひをするということもありません。これは本人の希望であります。本人がいやだと云えば別でありますが、そういう一つ配慮をされるように、特にこの機会に希望いたしますので、本日の私の質問を打ち切り

ます。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(中野文門君) 次に、去る三月十九日予備審査のため本委員会に付託された行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(益谷秀次君) ただいま議題となりました行政機関職員定員法等

の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案は、昭和三十五年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行ないますとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行なうこととするものであります。

次に、法律案の内容について申し上げます。

まず第一に、行政機関職員定員法の一部改正の部分について申し上げますと、今回の改正によりまして、第二条第一項の表における各行政機関の職員の定員の合計六十八万七千四百五十七人に對しまして、昭和三十五年事業予定計画に伴ひ七千三百人を増加いたしましたので、合計六十九万四千四百八十七人といたしました。

事業予定計画に伴う増員のおもなものといたしましては、科学技術の振興に伴うもの百九十三人、登記事務の増加に伴うもの百四十二人、国立学校の学年進行、学部の増設等に伴うもの九百七十七人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千七百四十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの二千一百一人、公共事業の増大に伴うもの三百七十一人等があります。いずれも業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。

なお、事業予定計画に伴う減員のおもなものといたしましては、駐留軍提

供施設等の減少によるもの七十五人、アルコール工場の払い下げに伴うもの百十二人、電信電話業務を日本電信電話公社に移管することに伴うもの七百

五十一人等があります。

第二に、法制局設置法の一部改正の部分について申し上げますと、法制局における法令案等の審査、立案についての担当官一人当たりの負担を調整して、その事務遂行の能率を高め、審査立案の成果の一層の向上を期するため、参事官二人を増員いたしました。長官、次長を除く職員定員を六十人とするものといたしました。

次に、この改正法律は昭和三十五年四月一日から施行することといたします。

以上がこの改正法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

これにて暫時休憩いたします。

午後零時二十二分休憩

午後二時十四分開会

○委員長(中野文門君) これより内閣委員会を再開いたします。

国の防衛に関する調査を議題とし、航空自衛隊の次期主力戦闘機の国内生産計画に関する件の調査を進めます。

政府側出席の方々は、現在、小幡防衛事務次官、今井防衛庁事務次官、門叶防衛庁官房長、前田大蔵政務次官、吉岡大蔵省主計局次長、新保大蔵省主計官以上の方々であります。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○矢嶋三義君 第一次防衛力整備計画並びに第二次長期整備計画、それに関連がある次期主力戦闘機F-Xの問題

は、昨年の国会においていづいぶん論じられたところ。その後、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約が、内閣の外交権のもとに条約調印が行なわれまして、今、国会に批准を求められている段階です。

その後、F Xの問題については、一月にアメリカから使節団が参りまして、政府側と何らかの交渉が持たれた。その交渉の経緯というものは、昨年の経緯からいって、行政府みずから進んで報告があつてしかるべきです。ところが、本日まで報告がない。また、当委員会としても、所管事項が多い関係上、本日までその経緯を一度も問いた

だす機会がなかったわけ。一方、ただいま本院で審議している予算案には、膨大な国庫債務負担行為として、その承認が求められているわけ

です。その内容についても、予算書並びに説明書を見ても明確でない点があります。それで、私は、先般国会法に基づいて、これらの問題について質問書を議長を通じて出したのですが、それに対する答弁書は先般受領いたしました。それはその答弁書なるものは、私の質問の趣旨に沿っていない。しかも、その半分しか答えていないという問題もあります。それらの点について逐次承つて参りたいと思うのであります。防衛庁長官から承つていくのが順序で、私は質問の展開の順序をそういうふうに進んでお

つたわけでありまうけれども、予算委員会の関係で開会がうまく参りませんので、ただいま政務次官と事務次官がお見えになっておりますから、まずそこから承つて、後刻防衛庁長官に承つて参りたいと思ひます。それから質問の

中段以後は、数字を答弁要求いたしましたので、きょう午前中要求しておきまして、十分数字の用意を前もつてしておきようをお願いを申し上げておきます。

まず最初に承りたい点は、政務次官にお答え願ひたいのですが、昭和三十四年の十二月二十二日の参議院内閣委員会における不肖矢嶋の質問に対して、先般文書答弁がございました。これは省議にかけられたものかどうかお答え願ひます。

○政府委員(小幡治和君) 省議にかけたのであります。

○矢嶋三義君 では事務次官の方に伺ひますが、この主力戦闘機種決定の問題は、河野一郎という政治家が日本の政界に存在していなかったならば、ロッキードじゃなくてグラマンにきまつておつたのではないかと思ひます。あなたがたはどういう判断をされておられますか。

○説明員(今井久君) お答え申し上げます。あの際にグラマンが内定いたしました。自來防衛庁で検討を進めて参つております。その間これについて十分重要な問題であるし、国民の間に疑惑が生じてはいけぬ、第三者がよく納得する必要があるというふうな意味で、当時河野総務会長からもお話があつたのは事実でございますが、私どもといたしましては、先般来ここで御説明申し上げました通りに、事務的に検討いたしました。そしてグラマンがいいと、あの当時におきましてはグラマンを内定したという経過をとつた次第でございます。

○矢嶋三義君 私の質問しているポイントにびしり合はせてお答え願ひたいと思ひます。河野一郎という政治家が存在していなかったならば、F Xはグラマンに決定しておつたのではないかと。私はそういうふうには判断する。あなたはそういうふうには判断しているか。もし私のこの判断を否定するならば、その理由を明確に述べていただきたい。

○説明員(今井久君) あの当時におきまして、私も事務的に検討いたしました。そして、グラマンがいいということに上り申し上げ、そこで上司においてこれを諮りになった次第でございます。したが、ただいま御指摘になりました河野総務会長がどうかというふうな点は、私は別段関係はないというふうには存じております。

○矢嶋三義君 それでは伺ひますが、河野一郎さんからロッキード社の意見を聞けというときに、あなた方はそれをいやがったんじゃないですか。そしてロッキード社の説明を聞く場合に、あるメンバーで承つたところが、そのメンバーは不十分だからといってメンバーまで訂正せられたんじゃないですか。だから河野一郎という政治家がいなかったならば、当時の国会答弁からいっても、そういう事態に進展しなかつた。昨年の六月十五日白紙還元になる瞬間まで、防衛庁内局はこぞってグラマンを主張し、防衛庁長官はその声を受けて国防会議に臨んでい

ないですか。だから河野一郎という政治家がいなかったならば、当時グラマンにきまつておつたはずですが、それが判断しても、あなたはそう判断いたしました。グラマンに決定しておつたじゃないですか。そしてもう少しロッキードの説明を聞こうと、こういうメ

ンバーで聞けという圧力を受けたじゃないですか。速記録に載っているじゃないですか。なお説明を聞いたけれども、やっぱりグラマンがまだいいというので、六月十五日の国防会議まで防衛庁はこぞってグラマンを支持しておつたじゃないですか。そしてロッキードになつたことに對しては、防衛庁は不満であつたんじゃないですか。昨年の八月二十二日衆議院の決算委員会で、この問題取り上げたのは、だれが取り上げたか知っていますか、田中彰治決算委員長が取り上げたんじゃないですか。それを取り上げましたのはだれですか。知っていますか。あれは河野一郎先生が取り上げましたんじゃないですか。それはその経過は、わが党の山田長司衆議院決算委員会の理事から、当時私は詳細に聞いています。だから河野一郎という政治家がいなかったならば、昨年の八月二十二日の衆議院決算委員会はあつた形では聞かれなかつたと思ひます。これだけ明らかで、白々たる事柄があるのに、どうして明快に答えられないのですか。結論として重ねて伺ひたい点は、河野一郎という政治家が日本にいなかったならばF Xの問題は、グラマンあるいはロッキードいずれが悪いかは私は論じません。実際どちらが性能がベターかという点も、いろいろ疑問点があると思ひます。グラマンにきまつておつた。河野という政治家がいたがゆえに問題が錯綜してきて、今の時点でロッキードというものになっている。若干の経緯を知り、常識あるものだったら、直ちにそういう結論が出ますよ。あなたはそう判断していませんか、重ねて伺ひます。

○説明員(今井久君) お答え申し上げます。グラマンが内定しました後に、当時問題になりましたのは、御承知の通りグラマンとロッキードの議論でございます。従ひまして、この両者につきまして、性能その他についていろいろ議論がありました。こういう点についてロッキードがまさっている、グラマンがどうだというふうないろいろな説があり

ました。私もといたしましては、当時この仕事を進めて参ります上において、十分に一般に誤解のないように、誤解があればこれを十分解いてよく説明をして、そうしてやっていたいという気持ちで仕事を参りました。従ひまして、その際にロッキードについて、こういう点がまだ調査が不十分であるという点もあつた。調査をして、また聞くべきことは十分聞いていくということが必要であるという気持ちでこれを進めて参りました。当時私どものところへこれについてあるいは意見としていろいろあります。ただいま御指摘になりました河野総務会長も、そういう点について十分第三者に納得いくようによく話を聞いてやる必要がある。もしそういう点について聞くことが不十分であるならば、それはいいな

いという点でございます。それから、私どもとしてもロッキードの話も聞きまして、グラマンは御承知の通り十分調査いたしました。これらの調査を十分して、そうして納得づくでやるということでも仕事を進めて参りましたけれども、私どもは今の外部のことについて影響とか、外部のものによつて決定を左右するということもあつた。私どもの仕

ないでございまして、私どもの仕

事もそうして参つてきておるといふことが事実でございます。

○矢嶋三義君 それでは角度を変えて承りますが、河野一郎さんの言動がF Xの問題に影響があったと思ひますか。全く影響がなかったと思ひますか。

○説明員(今井久君) 当時いろいろな方、河野一郎さん初めいろいろな方の御意見は私も十分聞きまして、そうして仕事を進めて参つておりました、ただいま御指摘になりました影響があったか、これは私もはむろんそれらの点も十分参考にして仕事を参りました、決定そのものは私どもの仕事として純粋に事務的に進めて参つた次第でございます。

○矢嶋三義君 河野総務会長と川島幹事長さんが、防衛庁は疑惑を受けている、けしからぬから防衛庁を除いた機関を作つて検討する委員会を作れというのを公言されたね。このことは御承知ですね。お答え願ひます。

○説明員(今井久君) これはたしか一昨年の夏ごろと思ひますが、当時グラマンの内定に対してロッキードの問題が起きました、そうして価格の問題でいろいろ議論がございました。私もその方、当時ロッキードの出しておりました価格についてもいろいろ検討いたしましたのでありますが、第三者を納得させるという意味において、私もただがこれはいかぬのだ、防衛庁だけでこれがいいのだということではどうかというやうなことで、当時第三者の委員会を作つて、そうしてそこでそういうことを検討したらいいじゃないかというやうな話があったことは承知しております。

○矢嶋三義君 私の伺つてゐることに率直に答えて下さい。川島証人も言われているのです。防衛庁は「疑惑を持たれたのでありますからして、防衛庁の影響のない委員会を作る必要があるのだ」と、こういうふうな証人として証言されているわけですね。こういう事実があったことは事実ですが、これは防衛庁内局としては愉快な気持ちで聞かれたのですか、不愉快だったのですか、どうだったのですか。時間がかりますから、私の伺つてゐることに、ポイントを合わせてはつきり答えて下さい。防衛庁は疑惑を持たれてゐるのだから、防衛庁の影響のない委員会を作つて研究する必要がある、こう考へて河野一郎氏と、こういつてこういつてと今井次官にこう指示した、広岡事務局長にこういうことを指示したというのを述べられてゐるのです。事実としてあつたわけですか。それを内局として気持ちよく承つたのか、不愉快だったのか、本意だったのか、どうだったのか、こういうことをはつきり伺ひたい。

○説明員(今井久君) 私もどなたもいたしましては、先ほど申しました通りに、第三者が納得するというのがやはり必要でありますから、そういう委員会を作り、そこでちゃんとわれわれの態度が間違つてゐないことがはつきりすればいいということ……

○矢嶋三義君 この話を、あなた方は愉快で聞かれたのか不愉快だったのかというのです。その点をお答え願ひます。

○説明員(今井久君) その、防衛庁が疑惑を受けてゐるかどうかというやうなことは、ちよつと覚えておりませんが、委員会を作つたという話が出たことを覚えておりました、先ほど申し上げ

たやうな気持ちで参つた次第でございます。

○矢嶋三義君 あなたは頭がいいのに、時間がかつてしょうがないです。防衛庁は疑惑を受けてゐるから、防衛庁の影響のない別途の委員会作つて、検討する必要がある、こういうふうな要求され、言明されたことに對して、あなた方は満足したのか、満足しなかつたのか、不満だったのか、こういうことを聞いてゐるのです。

○説明員(今井久君) 疑惑を受けてゐるということは当時私も、疑惑という言葉を承りますが、私も別な、防衛庁は間違つたことはしてゐないといふ気持ちでおりますけれども、先ほど申し上げたやうに、第三者の十分納得がいくやうなことでやつていただけたらいいやうな、これは私は承つていただければいいという気持ちで當時は参りました。

○矢嶋三義君 じゃ、大した不満な気持ちでなくて、そういうお説を承つたわけですね。お答え願ひます。

○説明員(今井久君) 委員会につきまして、そういう気持ちで當時参りました。して、そういう気持ちで當時参りました。

○矢嶋三義君 あなたは、長官は何と本委員会が答弁したか御存じですか。何でそんな逃げ回つた答弁なさるんです。当時の長官は、明確に委員会に出席されて、そんな、防衛庁を除外した委員会なんか作るのには反対だ、不満の意を表明してゐる。はつきり意思表示されてゐる。これは防衛庁をあげての意向であるというところは、常識から考へてもわかります。あなたは何か心暗いことがあるんじゃないですか。なぜこういう議論があつたことに反論

をしなかつたのですか。当時の防衛庁長官が、そういう意見には従ふことはできないというのを答弁されてゐる。あなたは、何ら、うしろ暗い点がなく、信念に邁進するならば、今まで研究している防衛庁にそんな疑惑を持つんなら証人を示してほしい、いやしくもF Xを決定するのには、防衛庁の影響のない、防衛庁をオミットした委員会を作つてやることはまことに不信である、それならばわれわれの首を切つてやつてもらいたい、というぐらゐな、公務員としての信念と誇りを持った発言がどうしてできなかったのですか。問題の最終段階に、ちよつと承れば、大した不満な気持ちもなくそれを聞いておつた、大臣のこの答弁とは明らかに食い違つてゐる。あなたに疑惑がかかりましたよ、反駁できなかったことについて、いかがですか。お答え願ひます。

○説明員(今井久君) 防衛庁が当然なすべきことを他でやられるということについて、われわれとして十分な気持ちを持たないという点は、もしそういうことがあればあり得ることでありまして、けれども、あの場合、いろいろ第三者の意見、議論がある、そういうところで、われわれの検討、私もものやつております。検討は大體間違ひないと思つておりましたので、そういうところで、第三者が検討してこれがやはり間違ひないんだということになれば、そういう点で疑問が解かれるというところは、私も期待しておつた次第でございます。

○矢嶋三義君 もう一、二問、この点についていたしますが、その当時、左藤防衛庁長官が本院で、グラマンでなくちゃならぬという防衛庁の統一解釈なるものをすると述べられております。これは庁議に諮つたものだと思うのです。その後、川島さんとそれから河野さんの御要望があつて事態が進展していつて、その間にまあ飛行機の進歩、開発という点もあったのでしよう。そうして結論的にはそういうことになった。当時の行政府、防衛庁の立法府に對する対処の仕方ですね、具体的に言うならば、答弁内容、そういう点から考へて、防衛庁を総まとめにしていくなか、防衛庁の事務次官としては、まじめの事務次官としては、若干心苦しき、責任感というものを私は感じておられると思うのですが、その点の所感はいかがですか。

○説明員(今井久君) この問題は、非常に困難な問題でございまして、特に空幕が作業いたしました、航空幕僚監部からわれわれの方に仕事が出て参りました。それを私どもの方で調整して仕事を参りました。その間におきまして、私も昭和三十三年の四月におきましてはグラマンがいろいろいうことで仕事を参りましたが、自米、相當の年月がたちまして、その間にロッキードの開発が進み、そうして各国でもこれを採用するやうな気配になつて参りましたので、私もこれを白紙に返して、そうして新たに調査団を派遣してその決定に待つというところは、時期がたつておりますし、しかるべきだと思ひます。ただ、私もどなたもいたしましては、仕事をやつておりましたものといひましては、そういう点についていろいろ問題が起きましたことは、私もどなたも非常に遺憾なことであると存じておる次

第でありす。

○矢嶋三義君 三十三年の四月五日に

津島防衛庁長官の時代に、グラマンに内定した。当時私は内閣委員会で追及したのです。しかし相手にされなかった。ところが、六月ごろから河野さんという政治家がこれに発言するようになって、そうして河野さんと関係ある田中さんが立つに及んで、問題は急回転した。だからこのFXの問題に、日本の政党政治家が大なる影響を及ぼして、専門家である防衛庁の庁内の意向だけで済まらなかった。影響力があった。具体的に言うならば、河野一郎さんという政治家がいたことがよかったか、悪かったかは別として、グラマンにきまらず、ロッキードになったという事は、経過からいって明白なんですよ、そういうことは。そのグラマンがロッキードになったことがいいか悪いかは別です。経過からいって、そういうことになったことは明確なんです。そこで、三十四年十二月二十二日、私はこの内閣委員会で文書回答を求めた。それに対して、これは庁議で出されたのだそうですが、多額の金額がばらまかれたという点については、当庁としては何らそのような事実はありません、これは私、信用しましう、この点はね。しかし、第二項についてのこの答弁は、今の質疑応答からいって私は承了できません。機種決定について、部外から圧力を受けたようなことはありませんが、また、あったとは言えますまいがね。事実上は、ロッキード社のハルさんと会う機会の持ち方から、どういうメンバーで会うかということまで、あなたは電話口で

何べんも呼び出されて注意を受けて、場合によってはしかられもしておる。しかつたというのを、河野さんと川島さんは速記録に残しておる。あなたは、これの心理的影響はなかつたという事は絶対ありません、それをきくだけでも何ら影響なかつたというようなことを答えておる点は承了できません。今あなたが申されたように、航空幕僚監部の責任がありましよう、立法府に対しては、防衛庁内をまとめるところの事務次官としては、非常に苦慮されたのだらうと思うのです。公人、特に国防などに携わる人は、出処進退とその責任を明確にすることは最も大切なことだと思ひます。だから、あえて伺ひます。あなたは防衛庁長官に辞意を表明している、そういうことを聞いておられます。防衛庁内では、いろいろのうわさが飛んでおる。一部には動揺もいたしておる。次の重要ポストのうわさまで起こつておる。あなたは防衛庁長官に対して辞意を表明しているかどうか、お答え願ひます。(答弁の限りじゃない)と呼ぶ者あり。公人について何つておられます。お答え願ひます。

○説明員(今井久君) そのFXの問題につきまして、いろいろ経緯がありました。その間、世上にいろいろこれに関する疑いと申しますか、そういうことを生じたことは、非常に残念に思ひ、遺憾に思つておられます。ただ、私といたしましては、その段階その段階におきまして、私どもの最善を尽くしていくという事について努力をして参つておりました、ただいまも、この私どもの仕事を進めていくという事について、私は最善を尽くしていきな

いと考へておりました、私が辞意を表明するとか何とかというの、今申し上げる段階ではないというふうに考へておる次第であります。

○矢嶋三義君 防衛庁の留守番役は事務次官です。事務次官の手で庁内をまとめます。それで、各部署の調整をされるのは官房長です。その官房長は、立法府との関係では重要なポストです。従つて、この問題についての出処進退は、門下官房長としては、今井次官と出処進退をとにもされるべきだと私は考へます。そういう御心境だらうと思ひます。専門的な内容については、責任者である加藤防衛局長が一番責任者ですよ、何といつても。これはまあ、まだ加藤さんが見えなくなつていませうが、少なくとも、この問題についての責任の所在に伴う出処進退は、今井次官と門下官房長とは、おのづと軌を一にされるべきものだ、そういう心境にあるのだらうと思ひます。これは重要でありますから、防衛庁職員が重大関心を持つておることでありまうから、門下官房長に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(門下宗雄君) この飛行機問題について、いろいろ責任を問われおるわけですが、私たちがいたしましては、先ほど今井次官から御答弁がありましたが、その時々最善を尽くして参つておるつもりであります。結果的には、あるいは大へん遺憾な点もあつたかと思ひますが、この問題について責任という事なことは、私としてはたゞいまのところ考へておりません。

○矢嶋三義君 今井次官が責任をとるならば、あなたも責任とりますね。その点を私は聞いています。今井次官が責任をとらないなら、あなたはとらない。要するに、この問題に関する出処進退は、今井次官とあなたとは軌を一にされるべきだと、かように私は考へておられますが、その点を伺つておるのです。

○政府委員(門下宗雄君) これは、申し上げるまでもなく、今井次官は今井次官でありますし、私は私であります。私は私の信ずるところによつて進退を決すべき場合があれば決したいと考へております。

○矢嶋三義君 これでこの点の質問は終わりますが、くだいようですが、考へ方を伺つておきます。これは防衛庁の職員は、非常に重大な関心を持つています。私自身も重大な関心を持つています。今井次官はまず責任があるとして、この責任をとる場合、官房長は自分的人格は別だ、おれは責任がない、こういう態度をとられる場合もあるという含みを持つてお答えされておるのか、もう一回その点をお答え願ひます。

○政府委員(門下宗雄君) 私の進退につきましては、私自身の責任において処置したいと考へております。

○矢嶋三義君 その点の追及はこれでやめましよう。私の伺つておるの、あなたの責任においてというが、あなたの責任においてというその考へ方は、どういう考へ方に立っているか。庁内をまとめるところの今井事務次官、各部署の調整役としての官房長、立法府との関係の官房長、津島防衛庁長官、左藤、伊能防衛庁長官を国会において補佐して参られました官房長、そういう立場から、この問題に關しての出所進退をとにもされる、そういう

立場において自己の進退を自己の責任においてきめるといふ心境であるのか、それともそういうことを抜きにして、門下という人格ある個人としてきめられるのかという点を伺つておるわけですが、その点について答弁を逃げられておるようすです、これはこれ以上もはや追及しない、今後の推移を私は見守つておきたいと思ひます。

次に質問を続けますが、私は三月の四日付で国会法七十四条によつて、F104Jの生産価格に関する質問主意書を出しました。それに対して三月十一日付で回答がありました。これは当然防衛庁議にかつたものと思ひます。が、念のためにお答え願うと同時に、これは矢嶋の質問事項に対して答へていると、答弁を全うしているとお考へになつておられるかどうか、どの点が落ちたという反省を持つておられるか、それらの点がありましたら、この際承つて質問を続けたいと思ひます。

○政府委員(小幡治和君) あなたの御質問に対する答弁は、庁議にかけてお答え申し上げております。大体お答えいたしておるかと存じてお答えいたしておるわけでありまうので、漏れておるというふうな点につきましては、また御指摘によつて、もしありましたら一つお答えいたしたいと思ひますが、われわれとしては、大体これで矢嶋委員の御質問には答へておるというふうな認識で回答申し上げておる次第であります。

○矢嶋三義君 それでは何うと同時に要求をいたします。大きく分けて二つ。その一つは、三十三年八月ロッキード社から出されたM4C一機当たりは七十九万ドル、それが六月十五日の国防

会議では百七万四千ドルとなった。これは国産化諸条件を考慮に入れて算出したものであるという説明をされていくから、その明細書を添えて詳細に説明されたいという質問を第一にしました。その明細書というものがありません。これでは明細書になりません。若干わかりませんが、明細書になりません。ことに、この注一というところですね。イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へまで分けてありますが、こういうところの金額が示されなければ明細書になりません。きわめてこういう点不十分であります。これをさらに明細書を出していただくこと、それからもう一点非常に大きい点は、三十五年の一月FIMJの一機当たりの国産単価が百十二万ドル、こういう結論を出したというのですね。詳しく言えば百十二万八千ドルのようですが、予備部品をいれないでそういう数字を出した。これまた合理的な国産化諸条件を考慮に入れて出したというわけですね。だからこれの積算基礎について、明細書を添えてお答え願いたいといったところが、それを出していません。この答弁書を見て下さい。ロッキード見積もりという注一ですと数字が並べてありますね。その横に国防会議資料として並べてあるでしょう。その右側に百十二万八千ドルと並べなければわからないわけですね。この答弁書では七十八万九千何がしドルと、それから百七万四千何がしドル、その比較だけをごく簡単に出してあるわけですね。百十二万八千ドルの比較は載せていないわけですね。直ちにこれの数字を入れていただきたい。それを承って質問を続けますから。部品品及び材料、このところだけ

ちょっと数字を入れて下さい、今すぐ。

○政府委員(堀本敏夫君) 第一点の御要求であります。これは七十八万九千ドルと百七万四千ドル、これにつきましては、注一でいろいろ御説明申し上げておるわけでありまして、その注の中で特に具体的に計算で示せということがあります。具体的に御指示を願いたい、かように考えております。

それから第一点の百十二万ドル、これは七十八万九千ドルと同じように項目に分けてありませんで、少し大きくくくってあります。この点につきましては契約前でありまして、あまりこまかい具体的な数字を出すことは差し控えたい、かように考えておるわけであります。

○委員(中野文門君) ちゃんと速記をとめて。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○政府委員(堀本敏夫君) もし防衛庁関係のロッキードの製作でありますれば、三十五年の夏を目途にして契約を取り結ぶということになっておるはずであります。

○矢嶋三義君 その契約はだれとだれが結ばれるわけですか。

○政府委員(堀本敏夫君) 防衛庁と三菱でございます。

○矢嶋三義君 そのあとで三菱とロッキードが契約される、こういう順序ですか。

○政府委員(堀本敏夫君) 三菱とロッキード会社とはその前にやるはずであります。

○矢嶋三義君 それは、いつやられることになっておりますか。

○政府委員(堀本敏夫君) 予算が確定いたしましたれば、すぐやるつもりであります。

○矢嶋三義君 本年末ごろ三菱と防衛庁とが契約されるということですが、国防会議並びに懇談会では、主契約を三菱、サブを川崎航空とこういうふうに決定して発表されましたね。その川崎と政府、防衛庁の関係はどうなりますか。

○政府委員(堀本敏夫君) ここにちょうど装備局長がおりますから、装備局長から答えさせます。

○矢嶋三義君 しかし、そういう点は国防会議で源田さんが報告されて教時間をつたないうちに、国防会議では三菱、副は川崎と発表されて何されておるのですから、それらの点について、国防会議あるいは防衛関係関係懇談会で話がきまっておりますことだと思っておりますが、あなたは承知してないのですか。

○政府委員(堀本敏夫君) 御承知の通り、懇談会で大体の話がありましたことは承知しておりますが、サブの方は三菱と川崎とがやる、防衛庁と川崎とは直接契約はやらないはずであります。

○矢嶋三義君 それでは主と副がどういう比率で仕事を分担するかということは、三菱さんと川崎さんの両社の話し合いできまるとこういうことですか。

○政府委員(堀本敏夫君) それは大体の原案を両社の間でとめて、そうしてそれを防衛庁及び通産省の承認を三菱から求めて、そうして確定するものであります。

○矢嶋三義君 その内容はどういうものになっておるのですか。

○政府委員(堀本敏夫君) まだきまっておらんやうであります。

○矢嶋三義君 政府側としてのお考えは一切なくて、三菱と川崎が話し合いをされて出て参つたものについて、初めて政府側は考慮をめぐらすということですか。

○政府委員(堀本敏夫君) そういうことであります。

○矢嶋三義君 うそおっしゃい。そんなことあります。そんな白々しいことはやめましょう。天にかけてそんなことはいけません。まかせておいて二人で話がきめられますか。装備局長記憶しておられるだろう。昨年の委員会で、赤城さんが三菱と川崎の両者できめると一度答弁したので反問したところが、そうでない、防衛庁が中に

入ってきめるのだと、防衛庁と通産省がイニシアを持つてきめるんだと、そういう答弁をされたじゃないですか。だから、政府には腹案があるはずで、決して、両者が勝手に話をした案が出てきたものを、ただ政府側がオーケーだと認証を与えるというだけのものでないということは、昨年の質疑応答で、明確に閣僚大臣から答弁しております。きょうの答弁は明らかに食い違っております。

○政府委員(堀本敏夫君) もちろん、その間に内面指導はするようであります。

○矢嶋三義君 その内面指導の方針は何かですか。

○政府委員(堀本敏夫君) まだきまっておりません。

○矢嶋三義君 装備局長に聞きますが、いつそれはきめるのですか。あなたはいつきめるつもりですか。

○政府委員(堀本敏夫君) 予算が通りまして、技術的にどういう割合が一番能率的経済的にいくかというのを検討いたしまして、三菱との契約の前にきめたいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 そんなことはもう検討して、見直しは立っているのじゃないですか。予算が成立するのを待つてやりますか。

○政府委員(堀本敏夫君) 予算が成立してから作業を始めた、かように考えております。

○矢嶋三義君 今、作業しておりますか。

○政府委員(堀本敏夫君) もちろん、こちらではいろいろ検討はいたしておりますが、まだ上の方まで話しておりません。

入ってきめるのだと、防衛庁と通産省がイニシアを持つてきめるんだと、そういう答弁をされたじゃないですか。だから、政府には腹案があるはずで、決して、両者が勝手に話をした案が出てきたものを、ただ政府側がオーケーだと認証を与えるというだけのものでないということは、昨年の質疑応答で、明確に閣僚大臣から答弁しております。きょうの答弁は明らかに食い違っております。

○政府委員(堀本敏夫君) もちろん、その間に内面指導はするようであります。

○矢嶋三義君 その内面指導の方針は何かですか。

○政府委員(堀本敏夫君) まだきまっておりません。

○矢嶋三義君 装備局長に聞きますが、いつそれはきめるのですか。あなたはいつきめるつもりですか。

○政府委員(堀本敏夫君) 予算が通りまして、技術的にどういう割合が一番能率的経済的にいくかというのを検討いたしまして、三菱との契約の前にきめたいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 そんなことはもう検討して、見直しは立っているのじゃないですか。予算が成立するのを待つてやりますか。

○政府委員(堀本敏夫君) 予算が成立してから作業を始めた、かように考えております。

○矢嶋三義君 今、作業しておりますか。

○政府委員(堀本敏夫君) もちろん、こちらではいろいろ検討はいたしておりますが、まだ上の方まで話しておりません。

○矢嶋三義君 じゃ、あなたの検討の結果は、どういふ案が適当だと考えられておりますか。

○政府委員(塚本敏夫君) これは、個人の意見を申し上げると、やはり将米の契約に影響があると思いますので、差し控えておきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 まあ、それならそこは逃がしておきましよう。だいぶうそを言っておりますよ。

それでは、官房長官に質問を返しまして、それでは政府と三菱が契約をする、その契約は国庫債務負担行為が認められておりますが、国の財政の年度割りに支出ですね、そういうものはどうだということ、三菱と政府の案をもつて契約しますかどうかですか。

○政府委員(椎名悦三郎君) 年度割りについては、まだ大蔵大臣と協議が整つておらぬようでありまして、初年度の分だけは大体きまつておる、こういうこととあります。

○矢嶋三義君 いや、三菱と契約するかと言つては、契約する場合には、年度別歳出化計画というものを示して契約しますか、示さないで契約しますかということですか。

○政府委員(椎名悦三郎君) 三菱と契約をするときは、政府部内の意見調整を済ましておしてやるわけでありまして。

○矢嶋三義君 では、歳出化計画をきめて契約するということですね。で、初年度は幾ら契約する予定ですか、昭和三十五年年度は。

○政府委員(塚本敏夫君) 初年度は大体五十六、七億の予定であります。

○矢嶋三義君 じゃ、ついでに装備局長に伺いますかね、防衛庁としては三

菱と契約するにあたっては、年度別支出計画案というものを検討しておりますか。草案というものを持っておりますかどうですか。

○政府委員(塚本敏夫君) われわれの検討は持っております。

○矢嶋三義君 その検討の交渉の現段階は、どういふ程度ですか。

○政府委員(塚本敏夫君) まだ大蔵省と正式にはやっております。

○矢嶋三義君 これだけ膨大な国庫債務負担行為をきめて国会に提出するにあつて、そういう事務当局間の話し合いがなくて予算書に載せるというふうなことがあり得るのですか。主計局長、お答え願ひます。あ、政府次官おられる。大蔵政務次官。

○政府委員(前田佳都男君) お答え申し上げます。合計七百十五、六億に達します。国庫債務負担行為の御承認をいただくに際しまして、その年度割をきめないで御承認を得るということ、まことにいかんじやないかというお尋ねでございますが、できればこの年度割を明確にして御承認を得るのが私、本筋だろつと思ひます。しかしながら、まだ具体的に生産計画がきまつていないようでございます、その点で年度割も示さずに御承認をお願いしておるわけでございます。なお、国庫債務負担行為の承認には、現在、T33とか、P2Vとか、F86Fとか、こういう航空機につきましても債務負担行為は、いずれも年度割を示さないで国庫債務負担行為の御承認をお願いした、そういうふうになっておるようでございます。

○矢嶋三義君 次の質問を發する前に、大蔵政務次官と防衛庁政務次官に

伺ひますが、ことに防衛庁政務次官にお答え願ひたいんですが、衆議院の予算委員会におけるロッキード問題に關する価格を中心とする質疑応答に際して、防衛庁としてはあまり勉強をしていなかったと、答弁の仕方が適切でなかったという反省を持っておられるかどうか。速記録を見てさつぱりわかりません。それが本物やらわからない。その答弁次第で、私これから何う点が變つてくるんですがね。どうなのか。この問題についての用意が不十分で、答えた答弁技術もまずかつた、こういう私は反省を持たれてゐるのじやないかと思ふんですが、この点どうですか。

○政府委員(小幡治和君) きっと長官がいろいろ御答弁されておると思ひますが、長官の……

○矢嶋三義君 長官やら政府委員が答弁して……

○政府委員(小幡治和君) 政府委員としても、まああの当時精一ばいの答弁をしておるわけですから、私としては、不足とか何とかいうことを今政務次官が判断してどうこうということ、は、ちよつと言えませんが、防衛庁としてはとにかく誠意御答弁しておると……

○矢嶋三義君 いや、そういう問題じやなくて、数字が行き来してゐるんですよ。誠意誠意とか何か……

○委員(中野文門君) ちよつと、こちらが發言中です。

○政府委員(小幡治和君) 数字の行き来の問題は、いろいろ誤解のあつた面であつたところと思ひますが、しかし、はつきり答弁したものが完全に食

い違つておるといふふうなことでないと思つております。結局、やはり最後にお答えしたのが正しいものにだんだんできてゐるといふふうに私は判断いたしております。

○矢嶋三義君 ちよつとあなた、無理はない、政務次官ですらね。それならば、一つ明確に答えてもらいたい。官房長官に伺ひますが、この航空機購入の国庫債務負担行為に「七百四十一億五千三百八十七千円を限り、昭和三十六年以降四箇年」と、こういうふうに承認を求めている。この七百四十一億五千三百八十七千円のうち、ロッキード関係の国庫債務負担行為は幾ら入つておられますか、正確に答えて下さい。

○政府委員(前田佳都男君) 本件につきましては、政府委員からお答えいたします。

○矢嶋三義君 四回くらい變つてゐるのですからね、正確に答えて下さい。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまお尋ねのありました七百四十一億五千三百八十七千円のうち、F104分は六百九十八億五千八百二十二千円でございます。

○矢嶋三義君 防衛庁、異議ありませんか。

○政府委員(小幡治和君) 異議ありません。

○矢嶋三義君 異議なしね。ロッキード関係はこれ以外に幾らか入つてゐますか。これ以外に入つてゐますか、入つてゐませんか。入つておれば幾ら入つておる、それも正確に答えて下さい。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまお尋ねが、航空機購入の七百四十一億の

うち幾らというお尋ねでございますので、ただいまお答えいたしました。ロッキード関係分といたしましては、そのほかに器材整備という項目で百三十四億七千九百四十万円の金額が入つております。ロッキード分が十七億四千七百八十八万四千円でございます。

○矢嶋三義君 さすが主計局長だけあつて、数字は、はつきりしておるようです。そこで、ちよつと質問を横にそらしますが、F86Fの改裝される計画がありますか、これは防衛政務次官に伺ひますが、いつから改裝を始めますか。

○政府委員(小幡治和君) 三十五年予算からそのつもりにしております。

○矢嶋三義君 やりますね。F86F十八機を三億六千万円かけて改裝するということですが、相違ありませんか。

○政府委員(塚本敏夫君) これはRFといたしまして十八機、三億二千六百万円、それからそのほかにカメラ、これが約二千八百万円です。

○矢嶋三義君 二千八百万円。で、官房長官お急ぎのようですから本論に返りますが、この三億二千六百万円というのは偵察機への改裝ですね、そうですね。二千八百万円というのは性能改裝費ですか、それだけちよつと伺ひたいと思ひます。

○政府委員(塚本敏夫君) これは偵察機に改裝するものでありまして、そのほかに性能向上のものが二機あります。

○矢嶋三義君 二機。幾ら、金額で。

○政府委員(塚本敏夫君) これは約五千七百七百万円でございます。

○矢嶋三義君 五千七百万円。それはいつからやりますか。いつから着手しますか。

○政府委員(塚本敏夫君) これも三十五年の予算でやりたいと、かように考えております。

○矢嶋三義君 それらの所要予算は、器材整備国庫債務負担行為として求められておる百三十四億七千九百四十六千円、この中に計上されておりますね。

○政府委員(塚本敏夫君) RFの分のカメラを除きました分は航空機修理費であります。それからカメラは器材購入費、それから86二機の性能向上、これは航空機修理費に入っております。

○矢嶋三義君 三月二日の衆議院予算委員会でも赤城防衛庁長官は、この予算は国庫債務負担行為の中に器材整備の費用として計上してあります、と答弁しておりますが、この答弁間違いですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 器材整備の中の器材修理であります。器材整備費の中の器材修理……。

○矢嶋三義君 これは国庫債務負担行為の中ですね。

○政府委員(塚本敏夫君) そうです。

○矢嶋三義君 吉岡次長に伺います。これは財政法違反じゃないですか。三十五年から始まるなら、これは継続費として出して年度割でびしやり出すべきじゃないですか。三十六年度以後ですね、後年度において支出増加になるならば、これは国庫債務負担行為でいいでしょう。しかし、三十五

年度に現に偵察機として改裝したり、あるいは性能向上に五千七百万円使う、三十五年から始めるならば、当然継続費として三十五年度幾ら、三十六年度幾らと、こういうように予算審議を求めなければ間違いじゃないですか、明らかな間違いじゃないですか、次長いかがですか。

○政府委員(吉岡英一君) 国庫債務負担行為として権限をいただきまして三十五年度中に契約をいたします。実際の支出は三十六年度以降になります。

○矢嶋三義君 ところが防衛庁の、三十五年度から始めるわけですよ。衆議院でもそう答弁している、今の答弁だってそうですよ。今から答弁を翻すことは許しませんよ。国庫債務負担行為というならば、三十六年度以後に国の負担がかかってくる場合に、三十五年度に事前に契約するために国庫債務負担行為……ところが三十五年度に実際修理をして、そうして予算支出するならば、これは継続費として三十五年度幾ら、三十六年度幾らと年度割で予算書に出てこなければ間違いです。

○政府委員(吉岡英一君) 債務負担行為として御承認を願っておりますので、明らかなように、三十五年度中に債務負担行為をいたします。従って契約をいたし、実際の修理に着手する意味が不正確だったかもしれないが、実際に修理を三十五年度中に始めるといふのは、そういう意味の債務負担行為と申しますか、契約をいたすということだと思ひます。

○矢嶋三義君 このF86F十八機を偵察機に改裝するというのでしよう。これは三十六年度に終わるのでしよう。何で防衛庁は……話を戻しますよ、そんなことを言ったら、何ですか。防衛庁伺いますがね、本年度F86を防衛庁は五十三機生産する予算要求をしているでしよう、いかがですか。今ちょっと資料見つからぬが五十三機だったと思う。

○政府委員(塚本敏夫君) 四十三機であります。

○矢嶋三義君 四十三機、四十三機本年度新たに生産をするのに、何ですか、これから何年間もかかって、三億五千四百万円もかけて、これを偵察機の改裝をやるのですか。そんなにためらな計画あります。政務次官お答え願います。むちゃくちゃじゃないですか。これから四十三機新たに作るんですよ。これら四十三機は納得しませんが、新たに予算要求しているもので四十三機、それ以外に今の時点からまだ十一機作る。昭和三十五年度において五十四機補充するようになってくるから、きょうの時点から三十五年度末まで五十四機を補充するようになってくる。一方では十八機三億五千四百万円かけて偵察機に直す。一方作るそばから、それ以外に性能向上のために二機、五千七百万円、五千七百万円と言え、一機二千八百五十万円かかるのです。それ二機だけで、F86Fは現時点において、あとで聞くが、三百四十六機あるはず。これみな何かね、一機二千八百五十万円かけて性能向上をやるのですか。二機だけにとどまるのか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(塚本敏夫君) 二機はテストのために改裝いたしました。その結果によりまして将来考えたい、かように考えます。

○矢嶋三義君 そうすると、大体今持っている三百四十六機、この飛行機の数もあとで聞きますが、これらは一機大体二千八百万円ほどかけて性能向上をはかるということだね。大体そういう構想なんですか。

○政府委員(塚本敏夫君) ただいま申し上げましたように、二機につきまして改裝いたしました。これをテストいたしまして、その結果によってほかのものについて改裝するかどうかを決定したい。ただし、これは全部を改裝するということは、いろいろ使用上のミックスして使うという使用上の問題がありまして、全部を変えるということはあり得ないと思ひますが、ある程度結果がよければ変えたいということも考えております。

○矢嶋三義君 まあおそれ入った計画をやっているのです。そこで、官房長官に、質問を返す前に承りますが、この偵察機の十八機の改裝三億五千四百万円、それから二機の性能向上の五千七百万円、この支出をするのは、いつと予定をいたしますか。

○政府委員(権名悦三郎君) 三十六年以降であります。

○矢嶋三義君 防衛庁に承りますが、三十五年度から始めて、そんなに何ですか、一年も改裝にかかるのですか。これは改裝だけですが、借金払いはあとですということなんでしょうか。

○政府委員(塚本敏夫君) この改裝につきましては、現在ノース・アメリカンでいろいろまだ研究をいたしております。その結果によりまして、来年度の末ごろに大体契約を結びたい。それ

○矢嶋三義君 苦しいことを言っているね。国産と供与のF86の性能の相違をお答え願います。性能の相違。

○政府委員(塚本敏夫君) 国産中のものは、新型の40型でありまして、今度偵察機に改裝したいと思っておりますのは、旧型のものでありまして、計器配列が違っており、そういうために編隊飛行とか、それから旋回行動を行なうときの性能が、幾らか新型より劣っております。それからその改裝のおもな点は、前部胴体の武装及びこれに関連しますところの機装をとりはずしまして、それから胴体構造に必要な補強改裝を行ないます。それから写真機を三台。で全重量は若干軽くなる、こういうわけでありまして。

○矢嶋三義君 官房長官が忙しいから、これはあとで追及しますが、そんなことはだれも国民は納得しません。新たに予算要求しているもので四十三機、それ以外に今の時点からまだ十一機作る。昭和三十五年度において五十四機補充するようになってくるから、きょうの時点から三十五年度末まで五十四機を補充するようになってくる。一方では十八機三億五千四百万円かけて偵察機に直す。一方作るそばから、それ以外に性能向上のために二機、五千七百万円、五千七百万円と言え、一機二千八百五十万円かかるのです。それ二機だけで、F86Fは現時点において、あとで聞くが、三百四十六機あるはず。これみな何かね、一機二千八百五十万円かけて性能向上をやるのですか。二機だけにとどまるのか、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(塚本敏夫君) 二機はテストのために改裝いたしました。その結果によりまして将来考えたい、かように考えます。

○矢嶋三義君 そうすると、大体今持っている三百四十六機、この飛行機の数もあとで聞きますが、これらは一機大体二千八百万円ほどかけて性能向上をはかるということだね。大体そういう構想なんですか。

○政府委員(塚本敏夫君) ただいま申し上げましたように、二機につきまして改裝いたしました。これをテストいたしまして、その結果によってほかのものについて改裝するかどうかを決定したい。ただし、これは全部を改裝するということは、いろいろ使用上のミックスして使うという使用上の問題がありまして、全部を変えるということはあり得ないと思ひますが、ある程度結果がよければ変えたいということも考えております。

○矢嶋三義君 まあおそれ入った計画をやっているのです。そこで、官房長官に、質問を返す前に承りますが、この偵察機の十八機の改裝三億五千四百万円、それから二機の性能向上の五千七百万円、この支出をするのは、いつと予定をいたしますか。

○政府委員(権名悦三郎君) 三十六年以降であります。

○矢嶋三義君 防衛庁に承りますが、三十五年度から始めて、そんなに何ですか、一年も改裝にかかるのですか。これは改裝だけですが、借金払いはあとですということなんでしょうか。

○政府委員(塚本敏夫君) この改裝につきましては、現在ノース・アメリカンでいろいろまだ研究をいたしております。その結果によりまして、来年度の末ごろに大体契約を結びたい。それ

○矢嶋三義君 それじゃ国産のは偵察機には改裝しないのですか。

○政府委員(小幡治和君) 供与を受けたもので、国産したのですか、どちらですか。そんなことを知ってはいくちや政務次官。

○矢嶋三義君 旧型のというと、それは供与を受けたのですか、国産したのですか、どちらですか。そんなことを知ってはいくちや政務次官。

○矢嶋三義君 旧型のというと、それは供与を受けたのですか、国産したのですか、どちらですか。そんなことを知ってはいくちや政務次官。

によりまして三十六年度にその改装のものができる。それに対して三十六年度に支払いをしたい、かように考えております。

○矢嶋三義君 契約を来年の終わりころにするというのは、どういうことですかね。

○政府委員(塚本敏夫君) 三十五年度の終わりと同時にということになっております。

○矢嶋三義君 三十五年度末に契約をして、三十六年度に支出をする。ところが、改装は三十五年から始める、こういうことですか。答弁ではそうなりますがね。

○政府委員(塚本敏夫君) 改装の準備は、契約をいたしますと同時に始めますので、三十五年度中から準備を始め、こういうことでもあります。

○矢嶋三義君 さっきの答弁が苦しくなったので、変なことを言い出したんですね。さっき私が聞いたときには、三十五年から改装を始めると言ったのです。契約もしないうちに改装を始めるとは、あぶなくてしょうがないのですか。あぶなくてしょうがないのですか。契約しておいて作業が始まるのではないのですか。さっきは三十五年から改装を始めると言ったのです。そこで、国庫債務負担行為と継続費の関係を聞いておいた。そうしたところが、今度は答弁が三十五會計年度末に契約をする。そうして支出は三十六年度にやる。だから国庫債務負担行為でいい。あなた方は何じやないですか、防衛予算のトータルがふくれるのがこわくて、みな国庫債務負担行為、国庫債務負担行為とやって、そうして一千億になんたとする国庫債務負担行為にかぶしてあるのではないで

すか。当然これは国庫債務負担行為でなくて、こういう予算は、防衛庁の本年度の予算の中に計上して、国会の審議を受けるべき性質のものでなかったか。千五百四十五億の防衛予算、その中に必要なものをプラスして審議を求むべきものではなかったか。それを国庫債務負担行為でみないで済ましてしまった。だから答弁が苦しくなっている。はつきりおっしゃい。いつ契約して、いつから改装を始め、いつ終わって、そうしていつ支払いするんだ、これをはつきり速記に残して下さい。

○政府委員(塚本敏夫君) 三十五年度の末ごろ契約をいたしまして、準備は三十五年度の契約直後から始めまして、三十六年度にその完成を見まして、三十六年度に支出をする、かように考えております。

○矢嶋三義君 そのころはまた改装しなければならぬことになるんですよ。今の改装計画をまた改装しなければ、使えないものにならなくなってくるんです。まあ、それはまたあとで論じましょう。ともかく科学は進歩して、兵器は進歩しているのに、漫漫的で、こういうような金のむだ使いをされたら、かなわんではないか。国民としては、官房長官が忙しいから質問を戻しますが、官房長官、皆さん逃げて、うそばかり答弁しているんですよ。私が教えます。このF86Fの国庫債務負担行為、あなたの方と三菱さんの年度別歳出化計画というものは、ちゃんとまわっているんですよ。三十六年度五十七億七千二百万円、三十七年度五十七億七千二百万円、三十八年度五十七億七千三百万円、ふえますね、この三十八年度は、三十九年度さらにふえ

る。二百四十九億九千万円。このトータルが六百九十八億五千八百八十二万二千円、こうなっているんですよ。違いませんか。防衛庁長官にお答え願います。今のロッキードの年度別歳出化計画、政府と三菱さんが契約するわけですが、その契約をするには契約の計画がなくなっちゃならない。この数字は違ってますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今、最初にF86とおっしゃったものだから、私そっちの方ばかり見ておったんです。F86の財政計画は、まだ大蔵当局と相談しておりませんからできておりません。しかし生産計画といたしましては、私どもの方としては生産計画の見通しはつくるわけであります。従って、それに伴って防衛庁側としては、大体お示しのような形で三菱と話し合った。こういうことでございませう。

○矢嶋三義君 それで今言った数字を話し合っているんですよ。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先ほど申し上げましたように、私F86のことばかり言っておったもので、今そこをめぐっておったので、その数字をちょっと聞き漏らしましたが、大体そうじゃないかと思えます。お話を線だと思えます。

○矢嶋三義君 官房長官、予算案をきめるときに、国庫債務負担行為としていまだかつてない膨大なものですよ。これを閣議できめるときに、こういう話を聞いたでしょう。一体国庫債務負担行為が、全部で九百十八億になつてい

るんですよ。その中にロッキード関係が、先ほど申し上げた六百九十八億五百八十二万二千円というのが入っているわけですよ。これを三十六年から三十九

年まで出すわけですが、それをどういうふうに出していかうかというの

は、重要問題でしょう。見通しが立つ

か立たないかというのをきめなければ、国庫債務負担行為で定められぬ

と思う。そのときに、三十六年がさき

言った五十七億何千が、三十七年が百

七十億何千が、三十八年が二百四十

九億何千が、三十九年が二百四十

九億何千が、こういう話し合いが

了解されているんでしょう。あなたが

おっしゃるから、私の方からお教

えするわけです。

○政府委員(椎名悦三郎君) それはまだ了解されておられません。

○矢嶋三義君 吉岡主計局長に伺いますが、こういう数字を聞いたことでございませうか。

○政府委員(吉岡英一君) ただいまのような数字は、あるいは防衛庁内部で御研究の数字かと思いますが、私どもといたしましては、大臣が予算委員会等で御答弁申し上げております通り、生産計画等なお検討していただき、また財政状況等ともならみ合わせて、これから決定することになっておるのでございませう。

○矢嶋三義君 次長も勇敢ですね。いまだかつてない一千億になんたとする国庫債務負担行為、ひもをつけれられる場合、あなたは次長だが、そのころあなたは主計局長になっていましたよ。予算編成が大へんですよ。その将来見通した場合には、歳出計画も何も聞かないで、ああそうですかと言ったのんだのですか、のまされたんですか、ど

ちかお答え願いたい、常識でこれは考えられない。あなた方は、防衛庁のそういう担当官をずいぶんいじめている

はずですよ。一体君のところは、生産計画はどうなんだ、予算化は毎年一体どのくらいわれわれに要求しようとするのか、それをあなたは何べんも聞いて、そうして判断しているわけですよ。それを聞かないで、ああそうですかというふうなやつをしているのですか。それ

だつたら、昔の軍部が天皇の統帥権を背景に、大蔵官を押しつけて、そうして予算編成したのと同じも変わらぬじゃないですか。そんなになつて

のは、常識上からいって考えられないことだと思ふのです。吉岡次長の答弁を伺いたい。

○政府委員(吉岡英一君) 一応中の年度割がどうなるかというふうないろいろ試算はあると思ひますし、われわれも聞いたことはあると思ひますが、ただ、大蔵省なり政府として、はつきりきまる段階にまでは、まだ至っておりません。このことでもございませう。

○矢嶋三義君 質問を急ぎませう。じゃ防衛庁長官に伺いますが、この六百九十八億何千以外に、関連費として十七億四千七百八十八万四千円というものを予算化していますね、国庫債務負担行為を求めていますね。これはもう今年限りですか。それともこういうロッキード関連経費としての国庫債務負担行為は、今後また出てきま

すか、どうですか。

○委員(中野文門君) ちょっと速記をやめて。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○国務大臣(赤城宗徳君) 十七億余の国庫債務負担行為として、関連器材の費用を計上いたしております。これは

三十六年度に歳出化する予定になっております。その後の点については、まだそれで終わるというわけじゃございませんで、その後についてまた検討する余地があるわけです。

○矢嶋三義君 装備局長に承ります。

この十七億何がしの関連費は、予算書にも出ています。昭和三十六年度において国庫の負担となる契約を云々と書いてある。防衛庁長官はその後においても、関連器材費として国庫支出を要求するようになる見込みである。僕もそうだと思うのです。あとどういふものがあるのですか。それからどのくらい要求される見通しですか。いやしくもこれだけの契約をする以上は、大まかの数字は持っているでしょう。どういふことをするか、従って、どのくらいの金額があと要求されるようになるかという見通しを持っていないはずでございます。お答えを願います。

○政府委員(塚本敏夫君) 種類としては、三十六年度に要りますのと大体同じであります。これは部隊がふえるのに従ってその分がふえるというものであります。私が考えておりますのは、そのほかに大体七十億くらい要るんじゃないか、かように考えております。

○矢嶋三義君 それで大丈夫ですか。七十億の内容というのは、大体どういふものですか。おもなものをあげておいて下さい。

○政府委員(塚本敏夫君) 教育用の機体整備器材、それから教育用の電子機器、整備器材、それから機体武器及び電子機器の整備器材、それから操縦者の個人の装具であります。これはヘルメットとか酸素マスク、そういったもの、それから訓練用の器材、それからシュミレーター、こういったものが入っております。ただこれは維持用の分は除いてありますので、一機当たりの維持用としてそれに大体一機当たり五千七百円程度要る。こういうふうに考えます。

○矢嶋三義君 あなたの見通しの七十億円というのは、何年度において要求する予定ですか。

○政府委員(塚本敏夫君) これは昭和四十年度までにだんだん部隊がふえるに従って要求したい、かように考えます。

○矢嶋三義君 一機の維持費は五千七百万円ですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 約五千七百万円です。

○矢嶋三義君 こういう点は僕ははっきりしていると思うのです。どうしてこういう数字が動くのです。かつて僕が本委員会に聞いたときには四千万円。衆議院の速記録を見るとだんだん上がって、五千万から五千万五百万くらいだというふうに塚本さん答弁している。そうして僕の見限りでは、衆議院の最終的なあなたの答弁は、年間一機五千四百三十万円が維持費だ、こういうふうに答弁していた。だんだん変わってきた。今五千七百万円という数字が出ましたね。はっきり答えて下さい。

○政府委員(塚本敏夫君) ただいまの五千七百万円は間違いないであります。

○矢嶋三義君 どれがほんとうですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 五千四百三十万円がほんとうであります。

○矢嶋三義君 頼りないね、これは。まあそれは五千四百三十万円、それを聞いておきましょう。それでは長官に承ります。長官、国産率は幾らですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 間違えるといけませんから、装備局長から答弁させます。(笑)

○政府委員(塚本敏夫君) 機体は全部であります。機体材料部品でございますね、これは四〇%、それからエンジン、これは複座機の複座を除きまして全部国産、大体そういうことに考えております。

○矢嶋三義君 F86F、T33A、この国産率は幾らでしたか。いつも関連して問題になる数字です。御記憶だと思えますが……

○委員(中野文門君) ちょっと速記を休んで。

(速記中止)

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○矢嶋三義君 F86Fは今までの本委員会の答弁では七〇%の国産率となっております。どうして、今度のロッキードの場合、最終的な話し合いですと、四〇%と下がったのですか、その理由は何ですか。雇用の問題その他からいって、国産率は上がったというものが、通産大臣あたりの僕は考えではなかったかと思うのですが、それがどういふわけで大幅に低下したのか、御説明願いたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 国産化するのに適当でない部分のものもあるわけでありまして、それから全体の費用といふたしまして考えましても、御承知のように、国産化することは、日本の産業のためにいいのであります。日本の産業も、価格全体からいいますと、国産化の方が非常に高くなります。そういう

○矢嶋三義君 どうも私検討して、価格を下げるために国産率を下げたように私は考えられる。あるいは、秘密保護法の関係があつて、秘密保持の立場から、日本に国産化させられないというので、向こう側の意向が強くて国産率が下がったのか、いずれかだと私は推測しておるのですが、いずれですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今お答えした通りでありまして、前段御示しのように、価格の点で、国産率を非常に高めると、価格も非常に高くなるといふ点もあつて、そういう点から秘密保護法というわけではありませんが、日本で開発していくには相当期間を要する、こういうような関係で、これを購入するといふ場合は、国産化でなく、購入した方が適当ではないか、こういうような点もあるわけでありまして、でありますから、二つの点から勘案した結果が、現在申し上げたような国産率になっておるわけでありまして。

○矢嶋三義君 そこで非常に無理が出てきているのですが、それじゃ装備局長に伺います。私のこの質問書に対する答弁の四ページの注の二の(イ)のところにこういうふう書いてあるのです。「機体の材料部品の国産化率及び国産化の際の値上率の見方が、ロッキード資料ではそれぞれ約二一%及び一・六倍、国防会議資料では、それぞれ二五・五%及び一・九倍である」と。そのためにロッキードが約七十九万ドルといったのが、昨年の国防会議

では百七万何がしドルになったのだと、こういう説明をしているのですがこの二一%及び一・六倍、国防会議資料では国産化率二五・五%、そして値上率は一・九倍というこの数字はどういうことを意味するのですか。

○政府委員(塚本敏夫君) ロッキード側で出しました資料によりますと、国産化率を機体材料部品につきまして二一%を国産化する、日本で作る。その値上がり率はもとの値段の一・六倍と、こういうこととあります。われわれが国防会議資料に出しましたのは、グラマンなんかと同じような国産化率二五・五%をとりまして、値上がり率もグラマンと同様の二・九倍というのとで国防会議に出しました。

○矢嶋三義君 そうすると聞きますが、国産化率の二一%の部分だけが値段が一・六倍になるのですか。それとも二一%国産化するから全体の値段が一・六倍になるのですか。どっちですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 二一%の部分だけが一・六倍になる、こういう意味であります。

○矢嶋三義君 それでは聞きますが、もしこれを国産化にしないで〇%だったならば、この部分品及び材料というロッキードの見積り六十一万五千五百四十万ドル、昨年の国防会議の七十六万六千二百四十七万ドルは、国産化率を〇%としたならば幾らになりますか。

○政府委員(塚本敏夫君) これは部内に帰りましたもう一回計算し直さなければならぬので、今すぐに出ません。計算すればすぐ出ます。

○矢嶋三義君 計算してごらんない。七十六万六千二百四十七万ドルとい

うこの数字が間違いだというのがはつきりしてきます。ロッキードの六十一万五千四百四十万ドル、これは国防会議の資料では七十六万六千二百四十万ドル、これが間違いだというのがはつきり計算すれば出てきます。私計算してこの数字を持っています。国産化率が二・五と二・五の場合ととしてある。だからこの〇％の場合からかといふことを計算してごらん下さい。それから二・五・五を出してごらん下さい。この数字が間違いだといふことがわかります。あわせて比較するためには、最終的に百二十万八千ドルとしたというわけでしょう。その百二十万八千ドルという国産化計画をしたものの詳細な資料を出していない。これはさっき言ったようにこの次までこの右側に数字を入れてきて下さい。そうでないといふと、比較できない。ともかくいいかげんにしか値段がきめてない。綿密にやっていない。何とか数字を合わせようとやっておるから、ちゃんと計算すると食い違いが出てくる。この次までにこの僕の質問の余白のところに埋めることと計算してきて答えていただきたい。

○政府委員(塚本敏夫君) 六十一万五千ドルの二・五の国産化を〇％にした場合の計算は出しますが、104につきまして七十八万九千ドルを同じような費目で提出しろ、こういうことでありますが、そこまでこまかく出しますと、契約前でありますので、われわれといたしましてはそのこまかい区分けを出すことを遠慮したい、かように考えております。

○矢嶋三義君 なぜそれが悪いのですか。また逃げようとしておる。防衛庁長官に伺いましょう。防衛庁長官は現時点で価格を明確にしているといふ悪いのは、どの部分とどの部分ですか。使節団と市ヶ谷で話し合いをしたですね。その結果、今価格の内容をはつきり申したら工合が悪いといふのは、どの点とどの点とどの点ですか、お答え願います。

○国務大臣(赤城宗徳君) 詳しくは承知しておりませんが、こういう点があります。開発その他の費用が、ドイツとかベルギーとかオランダとかカナダ等においても、ロッキードを生産することになっておられますので、そういう共通の分について発表を差し控える面があります。そういう点は記憶してお頭にあります。

○矢嶋三義君 ロッキードのハルさんは大したものですよ。ドイツとカナダは、日本より割高に売りつけられてるから、今ははつきりするとドイツ、カナダに工合が悪いから、日本さんしばらく待つて下さい、こういうことだったのです。

○政府委員(塚本敏夫君) 六十一万五千ドルの二・五の国産化を〇％にした場合の計算は出しますが、104につきまして七十八万九千ドルを同じような費目で提出しろ、こういうことでありますが、そこまでこまかく出しますと、契約前でありますので、われわれといたしましてはそのこまかい区分けを出すことを遠慮したい、かように考えております。

○矢嶋三義君 逆というところ……。

○国務大臣(赤城宗徳君) こっちでありまして、向こうが高くなっているから、それを下げてくれと向こうをしていくわけですよ、黙っている方が、これは国際的にどうか、商業道徳ですから、だから、私の方では発表しないで、安い方がやはり日本のためになると思つて、発表しない方がいいのではなから思つております。

○矢嶋三義君 それ僕ハルさんがうまいところだと言ふんです。別の面であつたもやられてる。日本に来てうまいことを言つてゐるのだ。カナダとドイツにはもう少し高いこと売つてゐるのだが、日本には安くしてあげるから、これがはつきりわかると西ドイツとカナダから文句が出て、負けろなんか言われては困るから、赤城さん黙つていてほしいと言われて、あなたは負けてもらつたと思つて喜んでゐる。

○国務大臣(赤城宗徳君) そうじゃないんです。向こうはきまつておらない、向こうはだからはつきりしてゐるんですよ。

○矢嶋三義君 ドイツでしょう。

○国務大臣(赤城宗徳君) ドイツもほか。しかしこつちはこれからですよ。だから、出せないでゐるんですよ。こつちのために向こうが影響するわけはないんですよ。こつちははつきり言えないという格好なんです。

○矢嶋三義君 それじゃ聞きますが、ドイツは開発費は幾ら出しておられますか、開発費とライセンスと、ロイヤリティーは幾ら出してゐると聞いております。

○国務大臣(赤城宗徳君) 今記憶はあります。

○矢嶋三義君 おかしいじゃありませんか、ドイツより日本が安くなつてゐるから、ドイツが悪いといふのでしよう。それならドイツはどのくらい出したかといふのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 私一々商取引してゐるわけじゃありませんから、事務当局から何か……。

○矢嶋三義君 整備局長に伺います。ドイツは開発費、ライセンス、ロイヤリティー幾ら払つたの。日本は割安になつてゐるというがどうですか。

○政府委員(塚本敏夫君) 正確に私ハルさんから聞いたのは覚えておりませんが、千何百万ドルだったかと思ひます。

○矢嶋三義君 千何百万ドル、これは安いわ、ほんとうですか。これは僕の持つてゐる数字とだいぶ違ふので

○政府委員(塚本敏夫君) 千何百万ドル……間違ひしました、三千何百万ドル、こういうことになっております。

○矢嶋三義君 約三千五百万ドルだね。そこで伺いますが、防衛庁長官に伺いますが、104Cと、104Gと、日本が使う104Jといふのは、どういふふうに違ふの、お答え願います。

○国務大臣(赤城宗徳君) まあ機能といたしましては、ドイツの104Gの方は攻撃用の点も含まれます。こちらは攻撃的なことは考えておりません。そういうので、内部の整備等において違つてゐる面があります。そういう点については、なお事務当局から説明させていただきます。

○矢嶋三義君 事務当局、説明して下さい、どういふふうに違ふのか。

○政府委員(加藤陽三君) 104Cの方は、これは御承知と思いますが、全天候でございませぬ。従つて、搭載しておりますF・C・Sが……、ちよつとはつきり記憶していませんが、全天候でないものをつけてゐるわけでありまして。ドットの104Gは、これを全天候にいたしましたナサールをつけております。大体ドイツの方は対地爆撃を一つの主たるねらいとしております。ナサールの構造がそれに適したものとなつて

いると承知しております。日本の採用しようとする104Jは、対地爆撃よりか、空中における防衛ということに重点を置きまして、ドイツの104Gのナサールを、対空用を主としてさらに改造したものを採用するという点が一番大きいように私は承知しております。

○矢嶋三義君 そう違ひないと思ふのです。僕はそんなに違ひない。ドイツはF104Gを爆撃専門に使うわけではありませぬ。爆撃専門のは別に持つてゐますよ。F104JとF104Gとはそんなに違ひない。大した区別はないものと私は思ひます。西ドイツが三千五百万ドル支出して開発したなら、その開発後に買えば日本は開発費は出さないで済むではありませんか。西ドイツはいつF104Gができるの、防衛庁長官。そうして国産化は始めているのですか、まだ始めてゐないのですか、どういふ工合にお考えになつていらつしやいますか、西ドイツのは。

○国務大臣(赤城宗徳君) 詳しくまだ最近の情勢を調査しておりません。

○政府委員(塚本敏夫君) ドイツは当初は六十六機を米軍から購入するといふことになつておりました、目下その製作をロッキードでやつております。

○矢嶋三義君 西ドイツの試作機がいつできるというふうに承知されてゐますか。

○政府委員(塚本敏夫君) ドイツの最初の国産機がいつできるか、はつきり私承知いたしておりません。

かつて中されました。昨年の本委員会における辻委員の質問に対しては、ドイツはすでに国産していると答弁されて辻委員からしかられたこともありまして、西ドイツの試作機は今年の秋初めてできる予定なんです。国産化どころの段階じゃないのですよ。また、西ドイツのF104GというのはF104Cの大改造なんです。大体重さが二トンから二トン半程度重くなるといわれています。それだけの改造なんです。だから幽霊機なんです。今、だから今西ドイツが心配しているのは、そのF104Gができた場合には、はたして上昇能力とか、スピード等今まで通りの性能が保てるかどうか、御承知のようにロッキードの翼は短いんですから、そうして独特の設計がなされていますから、はたして二トンから二トン半も重くなつたGが飛べるかどうかという心配をしている。しかし、爆撃を専門とするんじゃないんです。ドイツは爆撃機は別に専門があります。迎撃も、偵察も目的としている。だから日本のF104Jの目的と比べた場合そう大差はない、防衛庁長官は敵が上陸して来た場合はF104Jで爆撃するとかって答弁されてました。だから、そのために照準機をつけたことになっている、千トン爆弾を二個つけるようになっていっているのです。だからF104JとF104Gの区別はしろうとはわからぬ。西ドイツは開発費を三千五百万ドル出している、百二十六億円ばかり出している。だからそれができ上って西ドイツのGの飛んだ結果を見てから日本が態度をきめるか賢明だと思えます。安全であるとともに日本の支出は軽くて済むわけなんです。その点をロッキード社はうまいこ

とを言っているわけですよ。上院の速記録を見てもらいたい、問題になったときロッキード社の社長は、米国会で次の内容のことを述べておりまして、西ドイツ、日本、カナダに売りつけた、かくかく売ったことによつて、国内の航空機産業はこれだけの黒字になる、これだけかせぐことになる、と言つて演説されている。ちゃんとロッキード社は商売として国会で答弁をしていく。そういう段階であるのに、開発費を幾ら出すか、あるいはロイヤリティが幾らかというところは、西ドイツとの関係で答弁できないと申され、私の国会法に基づく質問書に対して、契約進行中だから内容を申し上げることはできないと答弁されることは失礼だと思ふ。そういう答弁できない部分は残さない、あとは答弁書に数字を入れて下さい。米國支給工具、技術資料複製、企画サービス、輸送費、工具及び材料費等の項は全部数字を入れられないはず。どうしても入れられない部分は、今防衛庁長官が言った開発費関係でしょう。西ドイツは約三千五百万ドル払っている。一機平均百十二万八千ドルにしたのは、この開発費のところを安全弁にしている、この開発費と推察される。将来増額要求されるおそれがある。そうして損をしないように、もうけるように数をばしき出しているわけですよ。そうして日本の防衛庁はそこに要するのと、国産化率は四〇%にして、日本の雇用は下がりませんがね、そういうところで値段を抑える、しかも関連費がまだ要するというで、約十七億円を國庫債務負担行為に持つていて、それで今度整備局長の言をもつてしても、約七十億円別に要

するというので、それも國庫債務負担行為に隠している。そうして一機が、部品をいれない額で約百十二万八千ドル、付属品を二割を入れて云々というところで、五億円で下駄というところで國民をごまかしているのです。こういう扱い方は、私は不都合だと思ふのです。もう少し正直な数字をはっきり出して下さい。そうでない限り國庫債務負担行為、こういうものを認めることができない。

さらに答えやすい問題を、防衛庁長官にお伺いしますが、アメリカと日本の負担率は幾らになっているのですか。岸さんと藤山さんが向こうにおいてになったときに、アイクさんとハーターさんとさらに政治折衝をやったはずなんです。その政治折衝は成功したのかしなかったのか。結論的には、日本とアメリカとの負担率は幾らになったのか、その点をお答え願います。

○國務大臣(赤城宗徳) 何から何までこまかく一つ一つ部品にわたるようなものまで御報告することは非常に困難であります。まだ契約前でもありません。それは無理だと思ひます。できるだけはまあ出したと思ひます。それからアメリカの負担率は七千五百万ドルであります。総理及び藤山外務大臣から向こうに行つたときに話をしました。アメリカ側が二八%、日本側が七二%、こういう率でございます。

○矢嶋三義君 そういうことですね。どうしてそうなんだのですか。今まで五〇・五〇の原則でして、悪くても六・四の比率にすると、国会のあなたの前で長官以来の答弁はそうなっているのですよ。五〇・五〇それが無理ならば六・四、六〇%、四〇%には持つていききたい、そういう答弁であつたわけですよ。それがどうして三分の一さえ割つた二八%、七二%と、こういう率になったのですか。

○國務大臣(赤城宗徳) これはアメリカへ行つてお聞きにならぬとよくわかりません。アメリカの事情です。日本の事情じゃありません。御承知のよるに五〇・五〇で非常によかつたのであります。アメリカの予算が非常に減りました。それからアメリカの国会におきましてはアメリカ人のタックス・ペイアーに対してはそういう援助はできない、こういうふうな格好で、だんだん予算そのものが減つて参りました。その予算の中からF104Cに対してどれくらい分擔するか、そのコスト・シェアリングの関係でそうなんだであります。私を責めてもそれは無理です。アメリカの国会でお聞きなさい。私の方で折衝しましたが、残念ながらそういうことです。

○矢嶋三義君 だから私もあなた方を激励しておいたのです。アメリカは五〇で日本の自衛力増強計画を立てさせておいておいてと連れていつて、自民党の議員さんが地方で演説したときに何といったのですか。アメリカは半分持つてくれるからいいじゃないか、今飛行機を作つたらいいじゃないか、社会党の言っているようなことよりは半分出してくれるだけいいじゃないか、か、こういう演説を自民党の議員さんがおつています。そういう計画で、日本の年次計画と照らしつていよいよ船が中流に臨んだら、約束をばつとけつて、そしてその負担率を、日本の負担率を上げるというところ、非常に私は信義にもとる行為だと思ふのです。その点で私はあなた方を激励したわけですよ、ひっかけられたような形である。それから、あわせてお答え願ひましょう。だから国会で野党がしつかりしていないという、与党にまかりしては大へんなことになるということですよ。私は聞きたいけれども、昨年F86四十五機を返しましたね、アメリカから今まで供与された飛行機は百七十九機、そのうちにつつこつたのが十六機、教材に転換したのは九機です。それで昨年の正月にアメリカに四十五機返された。それは日本のパイロットがいなくて使えぬじゃないか、MSA援助の名によつて返された。そのときに国会で、私は昨年の二月六日本会議で緊急質問をしている。当時の長官は何と答弁しましたか、そのかわりに全天候機のF86Dを日本は、当方から希望を申し述べ、「アメリカ側におきましても、その点については十分の協力を惜しまない」と、当時の防衛庁長官が答弁している。伊能さんがおられるば、伊能さんの言葉ですから、……F86D全天候機をそのかわりに供与されるから、だからF86を四十五機返した、返す一方、日本の新三菱さんでは本年も四十三機作りませんが、昨年、三十四年度ですね、百六機計画と予算化して、F86の昨年の予算要求は百六機でしよう、それで一方四十五機返した。そのかわりにF86Dを日本に供与できると、こういうことだった。そのF86Dは来ましたが、来ません。あなたの方の答弁はもう信用できない。アメリカの態度もけしからぬと思う、どうで

すか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 野党がいろいろこういう席で質問したり、激励された結果、非常にいい影響を及ぼしている点も相当ある。たとえばF104の価格等については、矢嶋委員などがこれは非常に盛んに質問されて、私の方も大いに馬力をかけて安くすることに努力いたしました。その点については大いに感謝しておるわけでありすが、しかし、これは御承知のようにアメリカとの交渉ごとで、向こうが向こうの予算を幾ら計上するかということ、アメリカの国会でありますし、アメリカ側としてどれくらい負担するかということも、アメリカ側のこれは考案方で、矢嶋委員のように、一人で自分で何でも取れるようなことを言っておりますが、無理であります。私どもとしてもずいぶん努力をしたのでありますから、努力しても向こうで二八%程度しか予算もないし、出さないということは、これはいたし方ないことだと思ひます。

それから86Fを返還しましたが、これも無償でもらったのですから、もらったからこれを返還するなというて、いろいろな事情があつて返還することは、これはあり得ることと思ひます。返還しましたが、そのかわりに日本でも生産し、あるいはまた86Dの供与を期待するということを前の防衛庁長官が御答弁申し上げております。その通りに86Dが供与されております。

それから、でたためな答弁というのは、ちよつと違つていますよ、私はでたためな答弁をしたことはないのですから、一つ御了承を願ひます。

○矢嶋三義君 あなたは誠意があるから、意図ででたためな答弁をするとは思ひませんが、内容がでたためだということですよ。去年はF86Dを援助期待額として何機を要望して、何機援助を受けたかお答え願ひます。数字を示せば明確です。あなたの方の頭痛の種から頭に入つてゐるはずですよ、これは頭痛の種だから頭に入つてゐるはずですよ。去年何機援助を期待して、何機援助を受けたかお答え願ひます。

○政府委員(塚本敏夫君) 六十機を要請いたしましたして、六十機をもらつております。

○矢嶋三義君 それでは伺ひます。本年度のF86Dは何機ありますか。

○政府委員(加藤陽三君) ただいま五十四機でございます。六十機引き取りまして、そのうち消耗が二機ございまして、教材用に四機回し、除籍いたしましたので、現在五十四機でございます。

○矢嶋三義君 その五十四機の数字は合つてゐる。それでは三十四年度の事業計画を立てる場合に、三十四年度末にF86Dは何機とするという事業計画を立てられましたか。

○政府委員(加藤陽三君) 第一次の防衛力整備計画におきましては、航空自衛隊の方は初めから相当おくれまして、いろいろな事情がございまして、これはたびたび当委員会でも申し上げておりますが、おくれましてしたので、この内容もいろいろ内部の実際の操作におきましては、変わつておるのをごさいます。当初は三十四年度におきまして七十八機ぐらい持たたいという計画を持つておつたわけでございます。しかし手算を確定するときにおきましては、これは六十機ということにしたわけでございます。

○矢嶋三義君 そんな一般論でございまして、三十四年二月二十日現在、防衛庁の資料としてちゃんともらつてあるのを私はとつてある。F86Dの三十四年度末機数は百一十一機。プリントにちゃんと出てゐる。あとの方はほかの機種も狂つてゐるけれども、そんなに狂つないんですよ。これは非常に狂つてゐるんですよ。これはね、四十五機を返したかわりに、F86Dを余分に供与を受ける、伊能防衛庁長官が本会議でちゃんと答弁してゐる。これを計算に入れたら、F86Dを返したけれども、その見返りとして全天候のF86Dを期待しておつたけれども、了解したけれども、実際その見返りとしてはこなかつたんですよ。四十五機を取り返しただけなんです。そのためにほかも若干一般論からして狂つてゐる。これが狂つて百一十一機が今あなたが答弁されましたように五十四機というのとは正確で、現在五十四機、五十四機にとどまつてゐるわけですよ。だから去年の本会議における私の答弁なんか言うのはうそなんです。アメリカから言ふのはうそなんです。防衛庁長官、F86を四十五機返したときに、全天候のF86Dを差し上げました。こちらも希望し、向こうも了解した。国会で答弁したんだけれども、そういう見返りはこなかつた。日本のパイロットが不十分だからというので、それだけ減らした。その減らす前に、あなたは議論したはずですよ。新三菱で作つてゐる国産化計画のストップが、それか現物を返すか、新三菱で作られてゐるの、

これはアメリカが五〇・五〇で負担してゐるのですから、その生産のストップが、供与の返すか、こういうことです。ところが、アメリカは当時何と主張したのですか。生産計画は計画だからその通りやれ、だからFXが片づかなければ三十四年度、従来の計画を三十五年度に延ばせという。本年度四十三機、三百機の国内計画はそのままです。四十五機を返した。そして供与の分を返せというわけ、四十五機を返した。そうして見返りはこなかつたんですよ。こういう点なんかは非常に不審だと思ひます。そこで、この経験から懸念されることは、防衛庁長官に伺ひたいのですが、さつき僕が読みましたように、国庫債務負担行為を求めて二百機のロッキードの生産計画を立てますね。これは四十年の一月かに二百機をろえるようになりますが、大体その間に必ず計画変更が出てくる。F86Fでさえ偵察機に金をかけてやるというのです。今の状況からいって、この予算書で求められてゐる国庫債務負担行為によるロッキードの生産計画は、昭和四十年までは絶対に持たない。性能的にだめになることになつてくると思ひます。そのときに、F86Fと同じように、日米共同製作、アメリカはわずか二八%しか出してゐないのですが、共同生産という立場から、ぜひ作れというようにやられる。だから、それと結びついたロッキード社、さらにロッキード社と提携する新三菱さん、そういうところの提携で、必要でもない、性能的にだめな返す返すやうな、改裝費をかけた改裝しなければならぬ飛行機を、ばかの一つ覚えみたいに、初め計

画した通り共同生産という名目で作らせられるおそれがある。こういうことを考えるときに、この国庫債務負担行為による生産計画というものは、よほど慎重に再検討しなければならぬという結論が私としては出てくるわけですよ。F86の経験からそういうものが出てくる。この点は防衛庁長官どういふふうにお考えになっておりますか、最後まで二百機をやつていくつもりですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) F86を返したときに、その返した分に相当するもの、及びそれ以上のものを日本に供与する、こういう約束はありません。ただ日本が期待しておつただけです。返すときに、そういう約束はありません。

○矢嶋三義君 あなたは防衛庁長官で、本会議で答弁してゐる。私それについてよく知つております。六十機の要請に対して六十機供与を受けたというところで、別にこまかしくなるとかということではないわけですよ。それからF104C、日本でいうJですが、これにつきまして、別に命令されて作つておる、こういうようなことではありません。やはり日本の防衛計画から必要を生じてこれを生産するということになり、それに對してアメリカが費用の分担をする、こういう格好であります。これが四十年度の最終年度まで今のままでいくかということでありすが、現在計画を立てておられます立場からいたしますならば、その計画でいくということ、そのように言ひ得ることとは当然だと思ひます。しかし、事情の変化は、これは将来にわたつてゐる

ことですから、あることはあると思ひますけれども、これが不要になるとか、こういうことは全然ないという確信を持っています。御承知でしようが、何も日本ばかりこういうものを作っているのではありませんで、世界においても五、六カ国が作つておるといふようなこともありますが、

不要になるということがあるといふふうには考えておりません。

○矢嶋三義君 あと二、三点承つておきますが、米軍は沖繩、日本の飛行機をさらにコンペアに入れかえつつあるということは承知しておりますから、

○政府委員(塚本敏夫君) バッジ組織になればデータリンクは要ります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 日本でもコンペアのF100にかえておりますから、沖繩でもそういうことはあり得ると思ひます。

○矢嶋三義君 入っていないですね。じゃもし、バッジ組織とそれに即応するデータリンクをやるとすると、およそどれくらいかかりますか。研究しておるはずですよ。

○政府委員(塚本敏夫君) バッジ組織に大体二百億ないし三百億要るんじゃないかと、かように考えております。

○矢嶋三義君 データリンクは一機幾らかかりますか。

○政府委員(塚本敏夫君) 大体データリンクがやはり二百萬ないし三百萬。

○矢嶋三義君 一機です。

○政府委員(塚本敏夫君) いえ、全部で、一機当たり大体一萬ドル程度です。かように考えております。

○矢嶋三義君 一機当たり一萬ドル、それならば三百六十萬円じゃありませんか、一萬ドルならば。

○政府委員(塚本敏夫君) でありますから二百萬ドルないし三百萬ドル。

○矢嶋三義君 ドルか、ものすごい金だね、どこまで金が必要のかわからぬね、それでは、もう二、三問で、長くなるから失礼ですから、終わりますが、今澄氏が三十四年十二月二十五日付で国会法に基づいて質問書を出しておるが、それに対する答弁書、それから私の質問書に対する答弁書、それからきょうの答弁を聞くと、支離滅裂ですよ。

価格など幾ら金が必要のものやらさっぱりわからない。アメリカはセイジ組織がある、少なくともその小型のバッジ組織につらなるデータリンクをつけておる完全全天候性のコンペアを採用しておるわけですよ。板付、沖繩の米軍もコンペアF102を配置している実情であります。そうすると今度は日米安保新条約第四、第五、この関係からいいますと、いざ事あって国土を守るというときには、第四、第五から日米空軍の協力行動ということが起こつてくるわけですよ。そうなつて参りますと、必然的に今皆さんが申されているセイジ組織、バッジ組織というものが必要になつてくる。これは三才の童児にもわかる推論です。今澄委員の次のような質問要點、すなわちアメリカは国土防衛隊にコンペアを採用し、それでロッキードを第一線から退けて予備軍に転属させた、また日本地域にもコンペアが新たに配置されつつある、従つて日本もコンペアを使つたらいいじゃないか、こういう角度からの質問に対して、あなたの方の答弁はF104A、F104Cは、わが国で装備しようとするF104Jと異なり、全天候性ではないものである、で、わざわざ改裝してまで日本に配備する必要がないものとアメリカは考えたものと思ふと、こう書いてある。それなら、日本の、あなた金を、日本の国の税金をかけて改裝することを、それはないですか。カナダがロッキードと契約して今改裝しているというなら、その改裝した結果をもつて、その様子を見て買えばいいじゃないか、あるいはコンペアを使つたらいいじゃないか、そうすれば新行政協定第四、第五に基づいての発効の場合、米軍も日本軍も都合がいいでしょう、あなたの方の防衛計画を考えると、ならば、そういうことを考えてみると、全くそのつじつまが合はなくて、ともかく今何か買つておけばいいわというやうなことで、一般会計予算と国庫債務負担行為に分離して、それからあと要るものをまた隠して、さっき私が言つたこととちやないが、国民において、おいでおいでといつてついていて川のものに行つたところに、手放されてどうにもならぬ、背に腹はかえられない、飯は三ばいを二ばいに減らしてもいたし方ないわといつて、われわれは予算の性格を変え、税金をたくさん取られるじゃないか、心配するのは、そういう点が計画的に見ていくという点に見えてはいるわけなんです。ね、それでこれは検討してもらわなきゃならぬという点が出てくるわけですよ。あと二点になりますが、装備局長に伺ひますが……

○委員(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

○委員(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○矢嶋三義君 後日の質問の関係上必要だから申し上げておきますが、F104CをF104Jに改裝する、そのために日本の防衛庁の要求する性能を持つやうに、目的に合致するやうに設計変更をやるわけですよ。そのどういふ点を設計変更するか、そうすると値段は幾らになるか、こういうことを話し合つたわけですが、その設計変更の概要を一つ答えておいて下さい、どういふ点ですか。——それじゃ私の方から聞きますから、それで落ちたらお教え願ひま

○政府委員(塚本敏夫君) 誘導弾二発以上搭載するようにすること、これやりましたか。

○政府委員(塚本敏夫君) 誘導弾二発はM4Cの場合も同様であります。

○矢嶋三義君 後部燃料タンクをふやすこと、これやりますか。

○政府委員(塚本敏夫君) それもM4Cで済んでおります。

○矢嶋三義君 千ポンド爆弾二個を携行すること、これは。

○政府委員(塚本敏夫君) これはM4Cにはついておりませんが、簡単な取りつけだけであります。

○矢嶋三義君 それに伴う爆撃照準器をつけること、これやりますか。——一々課長かだれかに聞くよりじゃ困るね、局長さん。これは市ヶ谷で話し合つたのでしようが、正月に二週間ばかり。そして値段をはじき出したはずですよ。防衛庁長官、ちょっと困るね、これは。

○政府委員(塚本敏夫君) M4Cに爆弾を積んでおられますれば、同じ装備をするといふことになつております。

○矢嶋三義君 M4Cは千ポンド爆弾二個なんか積んでいないですよ。だからそれは二個を積めば爆撃標準器をつけることになるのだな。そうだね、それも百十二萬八千ドルの中に入つてゐるのです。

○政府委員(塚本敏夫君) 入つております。

○矢嶋三義君 M61機関砲を搭載するのは、M61機関砲は。

○政府委員(塚本敏夫君) M4Cにはついております。M4Jにもつける用意をしております。

○矢嶋三義君 104Cについておる。

○政府委員(塚本敏夫君) ついておる。

○矢嶋三義君 104Cについておる。

うが、きょうは戦論はやらなかったわけですが、この新安保条約に基づいての米空軍千六百機と、日本の自衛隊の現任千六百機ばかりあるのですが、その戦術戦論は他日伺いたいと思うのですけれども、きょうは触れなかったのですけれども、これはともかく赤城さん、賢明なあなたとしては、たとえ国庫債務負担行為が今から急にできないうから、予算で認められたとしても、その執行については、さらにドイツ、カナダの試作機、国産のその傾向度、あの開発された結果の飛行機の性能、そういう点を見届けた上で、そうして日本は支出するならするという角度から、僕は検討してしかるべきじゃないか。先ほど僕が申しましたような、こういう支出計画ですね、これで国庫債務負担行為がかりに認められたからといって、機械的にやるということとは、後日に悔いを残すと思うのですが、この点をきょう最後に防衛庁長官に承って、きょうは長くなりましたので、質問を終わりたいと思います。

○政府委員(塚本敏夫君) ただいまのナサールの問題であります。これはナサールをつけるための機体の開発費、これは固定費に入っております。ナサール自体は官給品費に入っております。その点、さっきの国防会議の資料も同様でありまして、機体部品費の中にエアロ13は入っております。それから開発費が別途二万五千ドル計上してあります。

○矢嶋三義君 反問して済まぬが、固定費というやつがくせものなんです。これをもう少しはつきりするようになければ、私が伺いたいこと、わからないわけです。これに、全部固定

費というもののの中に隠れちゃうので、それをもう少し明確にしてみたい。ナサールをつけるための機体の改善費なんかというのを出したからといって、少しもロッキード社にも迷惑をかけないし、ドイツにも迷惑をかけないという質問書を出しているのですから、もう少し期待に沿うように出していただきたいと思います。防衛庁長官、御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 御趣旨に十分沿うわけには参りませんが、よく頭にに入れて検討してみます。

○委員(中野文門君) 速記をとめて。

○委員(中野文門君) 速記を起こして。

○委員(中野文門君) 他に御発言もなければ、本件はこの程度にとどめます。

○委員(中野文門君) 次に、習志野演習場に関する件の調査を進めます。政府側出席の方々は、赤城防衛庁長官、山下防衛庁経理局長、庄野農林省農地局管理部長、以上の方々であります。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○鶴岡哲夫君 時間の関係もございまして、またお疲れのところでもございまして、簡単に要点だけを、御質問をいたしたいと思ひます。赤城長官には半分ごろでお帰りたいので、これはこの間本委員会御質問をいたしましたのでありますが、現地の実情が、経理局長よくおわかりにならぬ点

がありまして、そのままになっている点があるのであります。そのときに、私が質問いたしましたのは、今の習志野の演習場は二百三十町歩、七十万坪に足らない演習場でございますが、その三分の一足らずを使つて、降下演習をやっているものであります。おそろく木更津から飛んできて、ここで降下演習をやられて、さらに汽車でお帰りになるのだらうと、こう思ひますが、この降下演習に伴つて、当初は五万九千坪の開拓地をさらに買収をして、拡大をしたい、こういう御計画であつたのでありますが、この点につきまして、現地の開拓者あるいは周辺の関係者の農民等の意見も聞きます。これはもう少しこの降下演習を、すみっこの三分の一を使わないで、まん中を使つたらどうか。まん中を使うにはイベリットが埋めてある。そういう点もありましたし、また、射撃場も三カ所ほどございしますが、この射撃場も使つていないようだし、それから非常に大きな防風林があるわけでありまして、これはむしろ防風林というよりも、木が植つたままに放置されていくというくらいな、非常に広大な防風林がある。こういう松林を切るとかいうような措置を講ずれば、あるいはまた、関東各地の自衛隊がここで演習をやつていくのでございまして、それが、それと関連を密接につければ、もう少しまん中をやれるのじゃないか。そうすると六万坪なんという拡張をしなくてもいいのじゃないか、こういう質問をいたしたわけでありまして、その後、このイベリットも掘り起こして処理されたようであります。さらにまた、この松林も、若干抜木をしておら

れるようでありまして、もう少しまん中でやるかというわけには参りません。今お話しのような事情もあるように聞いております。端的にまん中をやつたらどうかということでありまして、車両の訓練とか普通科の演習等もやっておりますので、どうしてもそのまん中を十二分に使うというわけには、今のところ参らないわけでありまして、そこで話は飛びますが、今お話しがありましたように、六万坪近くを買収して拡張したい、こういうことで地元とも折衝をしておたのであります。しかし、今のようなお話等もありまして、三万坪程度として拡張したい、大体地主の了解も得ましたので、農林省に承認を求めている段階であります。お話しのように、拡張しないでもまん中をやつたらいいに越したことはないのではありませんが、どうもそういう降下の訓練もありまして、どうしても降下の訓練も必要でございまして、狭いものですね、事情になつています。狭いものですから、空挺団の降下訓練がしばしば場外に降下するということでも苦情があるということも、私ども承知しているわけでありまして、結論としては、六万坪でなくて三万坪にして折衝をした結果、大体九九%交渉がまとまつたので農林省に承認を求めている。こういう段階にあるわけでありまして、

演習場に沿つて成田街道が走つておるわけですね。その成田街道のすぐ横っちょには六千六百ポルトという高圧線がありまして、それで今、冬の間は北風が吹きますから、今の第一次予定地、それから第二次予定地の方に流れて落ちる。そこで拡張されるというようなお話もありまして、これは開拓地に落ちる、あるいは農家の屋根に落ちる、あるいは降下物が落ちるといふようなことが相当起こつておるのであります。さらに最近になりまして、夜間の降下演習をやろうであります。非常に危険だということをいって、今度はそれで夏になりますと、今度は南風が吹きますからして、成田街道に落ちる、非常に交通量のひんぱんな成田街道に落ちる。さらにその成田街道の横っちょにすぐ六千六百ポルトという高圧線が通つていて、こういうわけでありまして、危険だといふ意見があるのではありませんか、これはまああつたかと長官にお伺ひするに、是れ縮めずから、これはまあそういう意見があるということを申し上げておきたいと思ひます。

なお御承知かと思ひますが、この演習場の端っこの方、これは別でありまして、三万ポルトの高圧線が通つておるわけですね。これは西風になりますとこつちへ流される。この三万ポルトの高圧線、しかもこれは演習場を通つておるわけですから、非常に危険だといふふうな言つておるわけですが、これはまああつたとして、長官にお伺ひしたいのは、この演習場は御承知のように明治の初年にできた非常に由緒のある演習場であるわけでありまして、当時と非常に変わらしまして、今日降下演

習、さらには関東各地の自衛隊が参りましてここで相当訓練をやっておるようでありまして。さらにまあ訓練も近代化されておりました、この二百三十町歩というところでは狭過ぎると、長官も船橋へ行かれました、広いほうがいいとお話し、新聞記者会見でやられたようでありまして、広いほうがいいというところをおっしゃいますけれども、

これはもう住宅街になっておりまして、東京から六里のところでありまして、六里、非常に近いところにある。都心から六里、非常に近いところにある。明治時代の初年はよかったです。けれども、今日はもうすぐ東京都に近いところにある。その意味でこの二百三十町歩というものを拡大するということは非常にむずかしいことになっている。しかし拡大しなかならないという要素は、これはもうだれが見ても大きくあるのだからと思えます。それからもう一つは、こういう都市近傍に、きわめて都心に近いところにこういうものがあるというところは、これは土地政策上からいっても、あるいは都市対策上からいっても、むずかしい段階になっているのじゃないだろうか、こういうように思っております。そういう点についての防衛庁長官のお考えを伺いたいと思えます。

○国務大臣(赤城宗徳君) お話し承りますと、非常に近くにいろいろな施設があつて、降下のためにも危険もあるように今拝承いたしました。私も現地は見ただけですが、実はそう詳しく見ておりませんが、お話を承つて大体地元の情勢はわかるわけであります。そういう点でありますので、やはり先ほど申し上げましたよう

に、中心地帯ばかりを使うというわけには参りませんので、やはり拡張を希望しております。そこで、都心に近い、東京都から六里ぐらゐのところ、こういう演習場を設けておくよりも、もっと離れたところがいじやないかと、こういうお話でございますが、ごもっともでございます。しかし、なかなか、御承知のように、今新たに演習場なり、あるいは飛行基地等を手に入れるということが非常に困難な情勢にございます、お

いおいは考えても、だんだんにある年月をかせばそういうことができると思ひます。現在といたしましては、やはり現在ある場所、大して危険等がないような方法を講じながら、拡張をすべきものは拡張していくということが、現在といたしましてはやむを得ないような情勢でございます。そういうことでありますので、買収費等につきましても、都心に近いので、一般とは、非常に離れた僻地の地と違つたような価格で買収せざるを得ないし、またそういうような方法を講じておるわけでございますが、お話のような理想的なものになかなかすぐいきませんので、やはりこういうところを使つていくということも、またやむを得ないという考え方でやっております次第でございます。

○國務大臣(赤城宗徳君) お話し承りますと、非常に近くにいろいろな施設があつて、降下のためにも危険もあるように今拝承いたしました。私も現地は見ただけですが、実はそう詳しく見ておりませんが、お話を承つて大体地元の情勢はわかるわけであります。そういう点でありますので、やはり先ほど申し上げましたよう

なり都市対策等からいって、こういう六里の近傍にこういう演習場があるというのは、明治の初年ならともかく、大正の初めならともかくとしまして、やはり大きな問題になり得るのじやないだろうかというふうに思つておりますので、この点については一つ御配慮をいただくように願つておきます。

次に、昨年の三月でありまして、約六万坪買入れたということで、農林省に申し入れをされた。で、その前からですね、買収したいという数年來の問題になっておる。従いまして、周辺の農家と違ひまして経営規模も浅いわけだし、従つて、まあさらに近傍にもあつて、土地ブローカーが暗躍するところ、不安定な状態に置かれておるわけですね。さらに今回、防衛庁が数年來買いたいというようなことが流布されておりました、いろいろまあ非常に不安定な状態になっておるようであります。また、開拓者の中にはもうすでに営農の氣力を失つて、そうして売り込みたいというふうな氣持もなるとはいえないように思つております。で、この辺に私は農林省としても、都市近傍にある開拓地が非常に多いわけでありまして、そういうものに対する施策の適當な面がなかったという点もありましょう、あるいはまた、今防衛庁の方で数年來拡張する拡張するといふような話をなさいますといふと、それだけやはり動搖が起きますし、土地ブローカーの暗躍も買収になりまして、また、この際防衛庁に土地を売却するやうであると、土地の、農地の転用がむずかしくなる。だからこの際は一つ防衛庁に充つて、そうし

てこれからの農地転用の突破口にしなさいか。橋頭堡にしなさいか。委員の間でも放言される。あるいは市議会においても放言される。あるいは農林省の政策としても、あるいはまた防衛庁としても、せつかく国が緊急開拓の金額をつぎ込んで開拓したわけでありまして、あるいは開拓者を入れたわけでありまして、それがこういうようなことで相当混乱に陥るといふようなことについては、これは慎重な配慮が要るのではないだろうかといふふうに思ひますが、これに関連しまして、昨年の三月に約六万坪の買入れを農林省に相談を持ち込まれて、同じ年の昨年の十一月に三万坪に変更なされたわけでありまして、そこで周辺の開拓者としては、これはどうも無計画じゃないかといふことで相当動搖しております。六万坪といふことであつたが、それが三万坪といふことになつた。何かこれは無計画ではないか、さらにまた今回は三万坪に小出しにまた買収されるのじやないか、こういうような不安定な状態もあつて、残つた開拓者等が動搖しておる、こういう実情にあるように思つております。これは今後拡大されるというふうな御考えはないものといふふうなこの開拓者からお話を承りますかどうか、長官に念を押しておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 経理局長より答弁いたします。○政府委員(山下武利君) ただいまお尋ねの買収の予定しておる土地でございますが、これを買収計画いたしましたし、たのは、実は降下訓練をいたします際に、場外に落下するといふことがときどき起きましたので、その危険を防止するといふ意味で農林省とも話し合ひを始めたわけでございます。計数について申しますと、三十二年の初めから三十四年の一月までの統計をとつて見ますといふと、降下いたしました人員が約八万三千名ありましたが、その中で約二割程度のものがこの場外に降下をいたしました。そして、この二割の中の実は大分そのものが今度買収を予定しておりますところの三万坪の中に落ちておる、こういうことでございます。従いまして、防衛庁にいたしましたのは、もちろん六万坪の拡張が出来ればこれに越したことはないわけでございますが、ただいまお話しがありましたように、非常に地下も高いところでありまして、しかも、都心にも近いといふことで、そういうところに演習場をあまり拡張するのはいかかといふ配慮から、これを三万坪にいたしましたわけでございまして、三万坪にいたしましたけれども、実績から申しますと、場外降下の人員の大部分は、従来の経験から申しまして、この中에서도処理できるというところでございます。なお、残りの三万坪をどうするかというお尋ねでございますが、現在のところ防衛庁にいたしましたのは、今回計画いたしました三万坪でもって一応十分と考えております。

○國務大臣(赤城宗徳君) この周辺の開拓者が心配いたしましたのは、今お話ししましたように、この今の予定地に、場外に落ちる、降下訓練の人たちが落ちるといふことで、ここが買われる。と

願(第九一〇号)
一、建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願(第九一〇号)
一、公務員の寒冷地手当に関する請願(第九一四号)(第九一五号)(第九一六号)(第九一七号)(第九一八号)(第九一九号)(第九二〇号)(第九二一号)

第八〇一号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 宮崎市神宮東町三三八 有田孝明

紹介議員 平島 敏夫君

昭和二十四年五月に「行政機関職員定員法」が制定せられ、職員の定数が規制されたが、この定数は業務の実態を無視した単なる政治的配慮によつてなされたため、規制された定数だけでは業務の遂行に支障をきたすところから必然的に定員外職員を生む結果となつた。これら定員外の職員は相当長期にわたり継続勤務しており、仕事の内容と勤務の形態は定員内職員となら異なるところがないにもかかわらず、定員外職員の名のもとにきわめて不安定な身分のまま放置され、給与や労働条件に多くの差別的な扱いを受けている。こうした実態はようやく一昨年の通常国会にとりあげられ、その後部分的な定員法の改正をみたのであるが、なお相当の人員が未解決のまま放置されている実情にあるから、すみやかにこれら定員外職員の全員を定員化するよう行政機関職員定員法の一部を改正せられたいとの請願。

第八〇二号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 愛知県岡崎市伊賀町石神一ノ三 井下隆明

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇三号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 静岡市中田一六八 大瀧弘仁

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇四号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 愛媛県松山市枝松町 大西康則

紹介議員 堀本 宣実君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇五号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岐阜県恵那郡福岡村福岡 小沢陸公

紹介議員 田中 啓一君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じ

である。

第八〇六号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 名古屋市中種区下方町 五ノ六七 岡谷武雄

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇七号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 愛媛県温泉郡重信町志津川 末光良男

紹介議員 増原 恵吉君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇八号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡大和町尾寺三、六三八 高尾尾代

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇九号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟市万代島日本海地区 水研内 高橋静代

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一〇号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 石川県金沢市材木町六中尾敏明

紹介議員 島島徳次郎君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一一号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 佐賀市神野町字一本松 山田敬子

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一二号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 福島市浜田町二二全農 林労働組合福島県本部

紹介議員 大河原一孝君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一三号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岡山市天瀬九三 倉嶋

桂子 紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一四号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 山口県阿武郡阿東町徳佐 周山広聰

紹介議員 木下 友敬君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一五号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 熊本県玉名郡岱明村 立山則夫

紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一六号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 高知県須崎市吾井ノ郷 谷協勲

紹介議員 坂本 昭君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一七号 昭和三十五年三月四日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

この請願の趣旨は、第八〇一号と同じ

請願者 熊本市春竹町食糧事務

紹介議員 所内 陶山昌典

この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一八号 昭和三十五年三月四日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪府池田市満寿美町六八五 松崎信一

紹介議員 榊 繁夫君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八一九号 昭和三十五年三月四日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 長野市中御所三ノ三 松沢藤平

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八二〇号 昭和三十五年三月四日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 新潟市桃山町一ノ一〇 九 渡辺和春

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八二二号 昭和三十五年三月四日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

関する請願(二通)

請願者 東京都文京区駒込千駄木町五六 藤田忠義外一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八三二号 昭和三十五年三月五日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 岩手県花巻市鉛字西鉛四五 久保田憲

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八三六号 昭和三十五年三月七日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 東京都杉並区高円寺三ノ二九八 田村和三之

紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八八八号 昭和三十五年三月九日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市戸祭町一、九〇六 森田和夫

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第九二三号 昭和三十五年三月十日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

日受理

行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 京都市下京区新町七条下ル東入ル大塚方 松沢達磨

紹介議員 永末 英一君
この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八二二号 昭和三十五年三月四日受理

建設省地理調査所勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 東京都目黒区上目黒七ノ一、〇〇〇全建設省労働組合地理調査所総支部内 伊藤美智子

紹介議員 田中 一君
建設省地理調査所においては、定員内職員が不足しているため、事業遂行上これら定員内職員と同一職務内容及び責任を持ち、しかも長期にわたつて継続的勤務をしている常勤的労働者(準職員)六十六名と常勤的非常勤職員(臨時職員)三百三十三名が定員外職員として雇用されているから、これらを定員内職員として地理調査所における国家的業務を要する事業遂行に万全を期せられたいとの請願。

第九二二号 昭和三十五年三月十日受理

建設省地理調査所勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 千葉市穴川町五 清宮弘

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九二二号 昭和三十五年三月十日受理

建設省地理調査所勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 千葉市穴川町五 清宮弘

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第八二三号と同じである。

第九二二号 昭和三十五年三月十日受理

である。

第八三三三号 昭和三十五年三月七日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願(二通)

請願者 長野県松本市堂町五四一 西村康一外二名

紹介議員 棚橋 小虎君
建設省に勤務している臨時職員は、定員内職員と同じ職務内容及び責任を分担し懸命に働いているが、身分保障がなく、その上労働条件が劣悪であるため職務に対する熱意が失なうおそれがあるから、円満に仕事が行なわれるよう、同省勤務の臨時職員の全員を定員化せられたいとの請願。

第九〇九号 昭和三十五年三月十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 長野市南千歳町九八二 小林恒夫

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第八三三三号と同じである。

第九二二号 昭和三十五年三月十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町三三〇 阿部重美外七十五名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第八三三三号と同じである。

第九二二号 昭和三十五年三月十日受理

建設省勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 大阪市此花区春日出町三三〇 阿部重美外七十五名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第八三三三号と同じである。

である。

第八三四号 昭和三十五年三月七日受理

暫定手当に関する請願

請願者 埼玉県川越市長 伊藤泰吉外三十三名

紹介議員 天田 勝正君
第二十六回国会において地域給制度が廃止され、その不合理に対する是正が一步前進したかのように見えるが、新しく暫定手当の名のもとに依然としてその実態は残存しており、今までの弊害の上に集積されて抜きがたい壁となつていくから、今国会において、(一)なるべく早く底上げ方式による暫定手当解消の具体的方策を決定の上実現を期すこと、(二)昭和三十五年四月から更に五パーセントを本俸に繰り入れ、級差を一段階短縮するとともにこれに必要な予算措置及び立法措置を講ずること、(三)同一市町村内アンバランスを是正を四月から実施して、第二十七回国会の参議院付帯決議を実現すること、(四)特に不合理の多い地域に対しては、国が抜本的解決を完了するまで当該府県が暫定的に本問題に対する施策を講ずるよう指導すること等の実現を期せられたいとの請願。

第八六五号 昭和三十五年三月八日受理

暫定手当に関する請願

請願者 埼玉県川越市議会議長 松山莊次郎外三十三名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第八六五号 昭和三十五年三月八日受理

暫定手当に関する請願

請願者 埼玉県川越市議会議長 松山莊次郎外三十三名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第八六五号 昭和三十五年三月八日受理

暫定手当に関する請願

請願者 埼玉県川越市議会議長 松山莊次郎外三十三名

紹介議員 上原 正吉君
この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第八三九号 昭和三十五年三月七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
(四通)

請願者 栃木県那須郡那須村
宇大木新木元軍関係
者擁護連盟内 今井守
外三名

紹介議員 植竹 春彦君

昨秋以来、自民党の首脳部及び復権議員協議会の有志から絶大なる援助を得て運動中であつたいわゆる赤紙返召者(失権者)に対する加算制復元の法制化が、昭和三十六年度以降に見送られたことは、時局收拾のためのやむを得ない政府の処置とはいひながら既往を顧みて誠に堪えがたいものがあるから、ぜひとも今国会において立法化を実現せられたいとの請願。

第八四〇号 昭和三十五年三月七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
(四通)

請願者 熊本市大江町大江三三
熊本市旧軍人関係恩給
擁護連盟内 千田貞
雄外八千三百二十一
名

紹介議員 松村 秀逸君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八二号 昭和三十五年三月九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
(三通)

請願者 熊本市城山半田町四九
七 西村進外五千三百
九十八名

紹介議員 櫻井 三郎君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八三号 昭和三十五年三月九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
(三通)

請願者 熊本市玉名郡横島村栗
之尾 横田正時外六千
三百八十四名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八九〇号 昭和三十五年三月九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願
(四通)

請願者 熊本市下益城郡小川町
二 松本弥外八千八百
三十三名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第八八七号 昭和三十五年三月九日受理

旧満洲国政府日系官吏在職期間を国家公務員共済組合法上の職員在職期間に
通算するの請願

請願者 北海道旭川市東四条一
丁目 橋本勝夫

紹介議員 田中 一君

国家公務員共済組合法によると、かつての満洲国政府から招へいされて内地官署職員から外国政府職員となりその後帰国して内地官署に再び勤務した者には一定の条件の下でその在職期間を

通算することを規定しているが、初めから旧満洲国政府職員として勤務していた職員に対しては満洲における在職期間を通算を認めず単に現在の恩給法の延長のごとくに取扱いされている。これは社会保険制度本来の主旨に反する差別的措置であり、まことに遺憾にたえないから、これらの旧満洲国政府職員に対してもその在職期間を国家公務員共済組合法上の職員在職期間として通算するよう格段の配慮をせられたいとの請願。

第九一〇号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の給与引上げに関する請願

請願者 東京都港区芝公園八号
地 門間吉信

紹介議員 阿具根 登君

公務員の給与は、昭和二十九年以来ベラスアップがなされないため、現在では民間産業に働く労働者の間に一万円以上の賃金の格差を生じている。一方諸物価は年々高騰し、戦前、戦後の比が三百二十倍になつてきているのに対し、公務員労働者の給与は百五十倍すなわち物価倍率の半分に満たないといふきわめて低い状態におかれているから、公務員労働者の低賃金を打開するため一律三千円の賃金引上げを実施するよう適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第九二〇号 昭和三十五年三月十日受理

建設省等勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 佐賀県唐津市妙見東
中村英彦

紹介議員 向井 長年君

建設省、北海道開発局、運輸省港湾建設局に勤務する定員外職員(常勤職員、常勤的非常勤職員)は、業務並びに工事遂行上定員内職員と同一の職務内容と責任をもち、しかも長期にわたる継続勤務を行なっているにもかかわらず不合理かつ不当な待遇を受けているから、これら定員外職員全員の定員化をはかられたいとの請願。

第九二四号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 秋田市西根小屋上丁一
三秋田県教職員組合男
鹿市南秋田郡支部内
石川正雄

紹介議員 小笠原二三男君

昭和二十四年法律第二百号による寒冷地手当の支給額は、本俸の月額と扶養手当の月額との合計額の八割を最高額とする範囲内で支給されているが、現実の生計費の増加を補てんするには十分な状態にあり、薪炭費も逐年値上げをみているから、公務員の生活実態を考慮して、寒冷地手当の増額(現行五級地の八割を十割にする)を今次国会において実現せられたいとの請願。

第九二五号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 秋田市中谷地町全農林
労働組合秋田県本部内
館岡賢次郎

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第九二六号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 秋田市東根小屋町全農林
労働組合秋田地方本部内
田中勝十郎

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第九二七号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 秋田市尻字八十刈一
ノ一秋田県教職員組合内
樋渡良徳

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第九二八号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)

請願者 秋田市西根小屋上丁一
三秋田県教職員組合内
田村修二外一名

紹介議員 矢嶋 三義君

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第九二九号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願(二通)

請願者 秋田市土手長町上丁一
秋田市役所職員組合内
島山猛外一名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第九三〇号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（四通）

請願者 秋田市長 川口大助外三名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

第九三二号 昭和三十五年三月十日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願（五通）

請願者 秋田市手形西新町一ノ二秋田電波観測所内阿部文蔵外四名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第九二四号と同じである。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律

（行政機関職員定員法の一部改正）
第一条 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分			定員	備考
総理府	本府	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁	二、六八三人 二三八人 七、六八六人	うち一、〇〇六人は、警察官とする。
	国家消防本部		一一一人	
	土地調整委員会 首都圏整備委員会 宮内庁		一八人 四二人 九八二人	
法務省	行政管理局		一、六一七人	
	北海道開発庁		五、八七三人	
	自治庁		二八五人	
外務省	防衛庁			
	本庁		一、七四六六	
	調達庁		二、四四二六	
大蔵省	経済企画庁		一、〇六一人	
	科学技術庁		二、三八〇四人	
	計		四三、五四〇人	うち一〇、六〇三人は、検察庁の職員とする。
文部省	本省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	一、一〇人 一、六五〇人	
	計		四、五、二〇〇人	
	本省		二、〇七六六	
厚生省	本省	国税庁	二、四八七人	
	計		五〇、四六六六	
	本省		七、九五三人	
厚 生 省	本省	文化財保護委員会	六、七〇九人	うち六六、〇二四人は、国立学校の職員とする。
	計		四二八人	
	本省		六八、一三七人	
厚 生 省	本省		四五、五〇六六	
	計			
	本省			

農 林 省			定員	備考
農 林 省	本省	食糧庁 林野庁 水産庁	二六、九三一人 二七、八七八人 二七、六一三人 一、五五八人	
	計		八三、九八〇人	
	本省		一一、九七九人	
通商産業省	特許庁		一、〇五五人	
	中小企業庁		一三七七人	
	計		一三、一七一人	
運輸省	本省	船員労働委員会 捕獲審査再審査委員会	一一、六五五人 五四人	
	海上保安庁		一〇、八九六六	
	海難審判庁		一九七人	
郵政省	気象庁		五、四二二人	
	計		二八、二二九人	
	本省		二七、〇八二人	
労働省	本省	中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	二、七六〇人 八五人	
	計		一一、二八八人	
	本省		二、九七三人	
建設省	本省		一八、三七六六	
	計		六九四、四八七人	
	本省			

（法制局設置法の一部改正）
第二条 法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（暫定定員）
第二条 改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条

第一項に規定する定員に加えたも

のとする。

警察庁	昭和三十五年九月三十日	一人
調達庁	昭和三十五年七月三十一日 昭和三十五年九月三十日 昭和三十六年二月二十八日	七五人 五五人 三五人
大蔵省本省	昭和三十五年九月三十日	一人
厚生省本省	昭和三十五年五月十五日 昭和三十六年五月十五日	八〇人 四五人
通商産業省本省	昭和三十五年九月三十日	二人
建設省本省	昭和三十五年九月三十日	一人

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 行政機関職員定員法の一部

を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十五年五月十五日

八〇人

を

昭和三十五年五月十五日	三五人
昭和三十六年五月十五日	四五人

に改める。

昭和三十五年三月二十九日印刷

昭和三十五年三月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局